

大船渡市復興計画

(案)

大船渡市

目 次

第1章 復興の基本的な考え方	1
1 目指すべき復興（復興計画とは）	1
2 復旧と復興	1
3 市民参加による復興	1
4 復興計画と総合計画の関係	2
5 復興計画の計画期間	2
6 復興後の大船渡市の姿	3
第2章 復興における課題、目標及び方針・施策	5
1 市民生活の復興	5
2 産業・経済の復興	7
3 都市基盤の復興	9
4 防災まちづくり	10
第3章 復興の推進に向けて（復興の推進体制）	12
第4章 復興計画事業一覧	13
1 市民生活の復興	15
2 産業・経済の復興	21
3 都市基盤の復興	30
4 防災まちづくり	35
5 その他支援制度	40
6 主 要 な 事 業	42

第1章 復興の基本的な考え方

1 目指すべき復興（復興計画とは）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、大船渡市は沿岸部を中心に大きな被害を受けました。

この類を見ない災害を乗り越え、被災者が生活を再建するとともに、市民が幸せを感じ、誇りをもてるまちとして大船渡市が再生するためには、市民や企業、行政などの協働による取り組みを原動力にして、災害の経験と教訓を生かしながら、単なる復旧に止まらない、再び今回のような災害にあわないまちづくりを推進しなければなりません。

そのための総合的な計画として、「復興計画」を策定します。

2 復旧と復興

当面は、被災者の生活再建のため、住宅の再建やライフライン（電気、水道、通信など）の復旧などに早急に対応しなければなりません。

しかしながら、大船渡市をよりよいまちにするためには、単に災害前の状態を回復する「復旧」だけではなく、災害を契機として生活基盤や産業・経済、都市基盤などのあり方を創造的に見直しながら、すべての市民による大船渡市の未来を切り開くような新たなエネルギーを生み出す「復興」の取り組みを、積極的に推進する必要があります。

3 市民参加による復興

私たち大船渡市民は、今回の大災害が発生してから、ともに手をたずさえ、助け合いながら生活してきました。この間、全国、そして世界の多くの皆様から、物心両面にわたる温かい励ましと心強いご支援をいただいていたところです。

このような経緯から、災害などには行政のみの力では到底太刀打ちできず、市民が一丸となって取り組むことが重要であることをあらためて認識するとともに、市域を越えたさまざまな支援と交流が、大きな支えになることを深く感じました。

復興においては、行政の率先した取り組みはもとより、市民の英知と行動力が、非常に大きなエネルギーになります。今回の災害による経験と教訓を生かして、全国の皆様からのご支援とより一層深まる交流を糧としながら、被災者主体・市民主体による市民総参加の復興を積極的に推進します。

4 復興計画と総合計画の関係

大船渡市政の最上位計画は、大船渡市総合計画です。

災害からの復興は、緊急かつ最大の課題であり、最優先に取り組まなければなりませんので、できるだけ早期に復興に向けた取り組みを示すよう、大船渡市総合計画の基本構想や理念を踏まえて復興計画を策定します。

なお、総合計画実施計画や他の分野別に策定された個別計画などには、災害の影響や復興計画との関連で、事業の実施に影響が生じる場合があります。

5 復興計画の計画期間

市内沿岸部を中心に甚大な被害が発生したことから、復興に向けての課題は、日常生活に関する短期的なものから、新しいまちづくりに関する長期的なものまで多岐にわたります。

したがって、復興計画の計画期間は、総合計画と同じく平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とし、平成 25 年度までの 3 年間の前期、その後の 3 年間（平成 26 年度～平成 28 年度）を中期、計画期間の締めくくりとなる 4 年間（平成 29 年度～平成 32 年度）を後期として設定します。前期、中期及び後期のそれぞれの期間においては、おおむね次のような取り組みを進めます。

前 期（平成 23 年度～平成 25 年度）

→ 防災上の応急的な安全対策に十分留意しながら、主に生活の再建や産業の再開に不可欠な住宅や都市基盤、生産基盤などの復旧を進める期間とします。

特に平成 23 年度については、被災された方々の当面の生活に対する不安を解消するとともに、市民が復旧・復興に向けた想いを共有できるよう、各種復旧事業を精力的に推進します。

中 期（平成 26 年度～平成 28 年度）

→ 復旧された各種の基盤などを基に、市民と行政の協働により、復興の動きを本格化する期間とします。

後 期（平成 29 年度～平成 32 年度）

→ さらなる発展を目指し、災害に強い、魅力あふれる新しい大船渡市を創る期間とします。

6 復興後の大船渡市の姿

復興によって目指すべき大船渡市の姿を次のとおりとします。

これは、高校生からお年寄りまで、さまざまな世代の市民が参加した市民ワークショップでの議論をもとに導き出したものです。

大災害を乗り越え、よりよいまちとして再生するために目指すべきまちの姿
「命を守り、夢を育むまちづくりと防災に協働するまち大船渡」

市民ワークショップでの提言などをまとめると、次のようになります。

① だれもが安心して暮らせるまち

被災者の生活再建を最優先として、一日も早く市民生活の安定を取り戻すためには、災害にくじけない市民の思いを糧としながら、次のことに取り組まなければなりません。

ア 早期の住宅再建と公営住宅の整備

イ 今回の災害の教訓を生かした防災体制の見直し（防災施設に頼りすぎない防災対策の推進や防災教育の充実など）

ウ 高齢者や障がい者にやさしいまちづくり（バリアフリーのまちづくりの推進や公共交通システムの整備など）

エ 将来を担う子どもたちの教育の充実

② 活気あふれるまち

大船渡市が活気を取り戻すためには、地域の特色と資源（人的・物的）を最大限に生かした産業の再生と創出が大切です。

ア 被災した産業基盤の早期再建

イ 豊かな自然の恵みなどを生かした産業振興（農林水産業・地場産業・観光産業の振興や産業間の連携推進など）

ウ 魅力的・独創的なまちづくり

エ 新たな産業の創出と雇用の確保

オ 環境共生型のまちづくり（自然エネルギーの活用など）

③ 支え合いの“わ”でつなぐまち

私たち大船渡市民は、多くの皆様からご支援をいただきながら、ともに助け合い、励ましあいながら災害発生後の日々を過ごしてきました。

この間、人と人をつなぐ「和」と、まちや集落をつなぐ「輪」に支えられたところであり、今後においても、二つの“わ”を大切にしながらまちづくりを進めます。

ア 市民をつなぐ→コミュニティーの確保や防災ネットワークの形成など

イ 集落をつなぐ→集落の孤立を防ぐ道路ネットワークの形成や循環バスの運行など

ウ 世代をつなぐ→子どもからお年寄りまで、幅広い世代・階層の意見を取り入れたまちづくりの推進や文化・伝統の保存・継承など

エ 都市をつなぐ→気仙2市1町の連携強化など

第2章 復興における課題、目標及び方針・施策

復興の全体目標は、「大船渡市が、大災害を乗り越え、よりよいまちとして再生する」ことです。災害前の生活を回復し、より前進した新しい姿を創り出せるよう、市民がともに知恵を出し合い、協力し合いながら復興に取り組みます。

1 市民生活の復興

課 題

- 今回の災害により、非常に多くの住宅が被害を受け、特に津波浸水地域においては、ほとんど住宅が流失してしまいました。住宅は、生活するうえで欠かすことのできない大切な基盤であり、住宅の再建だけでなく、再び今回のような災害にあわない安全な居住環境づくりが重要です。
- 被災した方々は、心身に疲労やストレスを抱えていることから、健康の回復を最優先としなければなりません。

災害を契機として、高齢化や少子化などにより変化する地域社会の姿を見すえながら、よりよい保健、医療及び福祉サービスのあり方を見出す必要があります。
- 大量に発生したガレキなどの災害廃棄物は、迅速に処理しなければなりません。処理にあたっては、循環型社会の形成にかなう対応が大切です。
- 教育施設については、一部の学校や体育館などが被災したほか、他の施設も含む多くの施設が、避難場所や救援物資の保管場所、仮設住宅建設地などとして使用されました。適正な教育機会を確保するため、被災した教育施設の再建を急ぐとともに、防災機能の向上を十分に考慮することが重要です。
- 古くから伝わる有形無形の歴史・文化資源は、大船渡らしさをあらわす地域の誇りであり、多くの人々の心のよりどころであるとともに、地域コミュニティを支える重要な要素でもあることから、将来にわたって継承・普及することが大切です。

目 標

市民生活を再建し、「人のつながり・地域の結びつき」を大切にしながら、安心・安全なまちをつくります。

方針・施策

① 被災者の早期の住宅再建を支援するほか、地域コミュニティの維持・形成に配慮した、安全な生活環境を確保します。

- ア 被災者の事情に十分配慮しながら、個人住宅再建のための支援を行います。
- イ 住宅の自主再建が困難な方のために、公営住宅を整備します。
- ウ 住宅の高台移転や宅地のかさ上げなどにより、津波などの災害にあわない安全な居住環境を整えます。
- エ 住宅移転（市内）希望者への支援を行います。
- オ 新たな居住環境において、人と地域のつながりが保てるよう配慮します。

② 市民が安心して暮らせるよう保健、医療、介護、福祉など生活に密接に関係する各種サービスの充実を図ります。

- ア 被災者の心と体のケア対策を実施します。
- イ 被災した保健・医療・介護・福祉施設を早期に復旧します。
- ウ 地域医療を充実します。
- エ 地域全体で高齢者や障がい者、子どもたちを支え合うやさしいまちづくりに取り組みます。

③ 災害廃棄物を適正に処理します。

- ア 大規模災害時に大量発生した各種の廃棄物を迅速に処理します。
- イ ガレキについては、市内企業などにおいて処理し、処理後に発生する灰などもできるかぎり有効活用します。

④ 被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。

- ア 災害に強い教育施設を整備します。
- イ 被災した児童生徒などが、安心して就学できる環境を整えます。
- ウ 生涯学習環境を充実します。
- エ 各種スポーツを推進します。

⑤ 市民共有の財産である歴史・文化資源を活用して、うるおいと安らぎをつくりだします。

- ア 歴史・文化資源の継承・普及活動に取り組みます。

2 産業・経済の復興

課 題

- 当市は、豊かな地域資源を生かした農林水産業や鉱工業、観光産業などを中心に発展してきましたが、今回の災害により、漁業や水産加工業をはじめ、沿岸部に展開する産業や企業が甚大な被害を受けました。経済活動と雇用環境に大きく影響を与えるこれらの早期再建が、市の復興にとって重要です。
- 災害によって失われた産業基盤を早期に、かつ、すべてを以前のように整備することは困難なので、投資施設や整備時期を十分検討する必要があります。
- 当市の復興は、基幹産業である水産業の再建なくしてなし得ません。関係者一丸となって早期の事業再開を図るほか、後継者問題などを踏まえ、将来を見据えた経営体制を模索する必要があります。
- 災害を契機として、市の各種産業のあり方や土地の利用方法が変化する中で、農林業が置かれる状況も変わります。遊休農地の有効活用や規制緩和の問題などを検討する必要があります。
- 商店や商業施設が大きな被害を受けたことにより、商業機能が縮小しました。特に大船渡町の商店街は、居住環境との分離も含め、まちづくりと連動した形態や機能の再編成を検討する必要があります。
- 災害による観光客や宿泊客の減少など、観光産業も大きな影響を受けました。観光産業の早期再建により、復興に向けて歩む市の姿を積極的に発信しながら、さまざまな交流の活性化を図ることが重要です。
- 地域資源や地場産業の力を生かしながら、産業・経済をより活性化することが重要です。この場合、各産業間の連携を図りながら、地域振興と雇用の確保につながる新たな動きを生み出すような取り組みが大切です。

目 標

「地域の資源」、「産業・経済」、「雇用」の連動により、活気あふれるまちをつくります。

方針・施策

① 経済活動の早期再建を支援し、雇用の確保を図ります。

- ア 仮設の工場や事務所の整備などにより、被災企業などの早期の事業再開を支援します。
- イ 雇用環境を改善し、雇用の維持と創出を図ります。

ウ 被災者の復興関連事業への雇用を促します。

エ 既存の借入金と新たな借入金による二重ローンの軽減について、関係機関に働きかけます。

② 産業基盤を再建します。

ア 被災した各種産業の生産基盤などを早期に復旧します。

イ 基盤整備にあたっては、建築物の構造強化や電源対策の推進など、防災機能の向上に配慮するほか、重要施設などへの重点・優先投資を行います。

③ 水産業の早期再建を図ります。

ア 漁船や養殖施設の共有・共用化、漁業の共同経営化などに対する支援を行います。

イ 新しい大船渡魚市場を早期に整備します。

ウ 漁業協同組合の経営安定化を図ります。

エ 地域特産水産物のPRや地産地消の取り組みを進めます。

オ 水産関連施設の防災機能の向上を図るほか、集約化などにより効果的に整備します。

カ 持続可能な水産業の仕組みを模索します。

④ 農林業のあり方を検討し、振興策を見出します。

ア 遊休農地の有効利用を踏まえながら、被災した農地などを早期に復旧します。

イ 地産地消の取り組みを進めるなど、農林業振興を図ります。

⑤ 商業の早期再建を図ります。

ア 仮店舗や共同店舗の整備などにより、早期の事業再開を支援します。

イ 被災した商店街については、防災機能や利便性の向上などを考慮して再整備されるよう支援します。

⑥ 観光産業の早期再建を図ります。

ア 被災した観光資源・施設を復旧します。

イ 観光関連イベントを復活するほか、復興に係るキャンペーンを実施します。

ウ 農漁業体験などによる新たな観光振興を図ります。

エ 平泉の「世界文化遺産」登録や「ジオパーク」認定と連動した誘客活動を実施します。

⑦ 地場産業の活力により、産業・経済を活性化します。

ア 既存企業の再生を支援します。

イ 地場産業の連携・高度化や新たな分野での起業などを支援します。

ウ 北里大学など関係機関との産学官連携の取り組みを推進します。

3 都市基盤の復興

課 題

- 今回の災害により、道路や河川、港湾、上水道、下水道などの都市基盤施設が大きな被害を受けました。これらは、復興と災害に強いまちづくりを支える重要な施設であり、早期の復旧が急務です。
なお、重要度や緊急度を考慮し、効果的に整備することが大切です。
- 沿岸部の低地地域が、津波により甚大な被害を受けた状況にあり、安心・安全な生活を確保するうえで、土地利用の見直しは避けられません。住まいと働く場所の関係のほか、市街地や農漁業地域といった地域ごとの特性なども踏まえながら、適切な利用を図ることが重要です。
- 災害時においては、あらゆる対応において、情報通信手段の確保が重要なことから、災害に強い情報通信基盤を整備する必要があります。

目 標

将来にわたって「災害に強いまち」を支える都市基盤をつくります。

方針・施策

- ① 被災した都市基盤施設を早期に復旧するとともに、防災機能向上のために必要な整備を行います。
 - ア 道路・河川、港湾施設などを復旧します。
 - イ 湾口防波堤については、湾内の水質環境に十分配慮のうえ復旧します。
 - ウ 地盤沈下状況などを十分考慮しながら、海岸保全施設を早期に復旧します。
 - エ 上水道・下水道を早期に復旧します。
 - オ 都市基盤施設の復旧・整備にあたっては、防災機能の向上に配慮するほか、広域幹線交通網の強化や防災拠点として有用な「道の駅」の適正配置など、重要施設などへの重点・優先投資を行います。
 - カ 道路を盛土構造とすることなどについて、防災上の効果を十分検討したうえで整備を図るほか、災害時に集落が孤立しないよう代替路線を整備・確保します。
 - キ 災害に強い、あるいは災害を受けない鉄道施設の復旧・整備について、広域的な観点に基づく公共交通システムの構築と併せて検討します。
- ② 土地利用のあり方を検討のうえ見直します。
 - ア それぞれの被災地域の特性を考慮した土地利用計画を定めます。

イ 沿岸地域を中心とした住宅の高台移転や宅地のかさ上げなどに伴い、移転先地域なども含めた複数のエリアで土地利用のあり方を検討し、用途を定めます。

ウ 災害危険地域などについては、住民との合意形成のもと、住宅などの建築を制限します。

③ 情報通信基盤の整備を進めます。

ア 災害時において、確実に情報収集・発信ができる環境を整備します。

4 防災まちづくり

課 題

■ 市民生活の安全を守るための基盤である防災機能は、施設整備などによるハード対策と、避難ルートの確立や防災訓練の実施などといったソフト対策が効果的に連携することにより、大きな力を発揮します。

特に大規模な津波に対しては、防波堤や防潮堤を整備しながら、市民自らが防災意識を高め、安全を確保することが重要です。

■ 大規模な災害においては、行政機関や公共機関の対応だけでなく、市民による自助（自らのことは自ら行うこと）、共助（互いに助け合うこと）の取り組みが必要となり、その中で大きな力を発揮する地域コミュニティを強化することが重要です。

■ 今回の災害において、多くの市民が、市民生活や産業活動に大きな影響を与えたライフライン（電気、水道、通信など）の寸断や、燃料や生活物資の不足などを経験する一方、このような困難な事態に対し、全国・世界各地から温かい支援をいただいたところです。これら生活に欠かすことのできない機能の強化や代替手段の確保、広域的・多面的な災害サポート体制を整えることにより、大規模な災害に備える必要があります。

目 標

被災の教訓を生かし、「自分たちのまちを、自分たちで守る」ための防災の仕組みをつくりまします。

方針・施策

① 今回の災害による教訓を生かし、新たな防災体制を整えます。

ア 津波に対する防災体制を見直します。

イ 新たな住宅地造成などに関連して、土砂災害などに対する防災体制を見直します。

- ウ 防災施設の充実・強化を図りながらも、防災施設に偏らない防災体制を整えます。
- エ 高齢者や障がい者など災害弱者に十分配慮した防災体制を整えます。
- オ 建築物の構造を災害に強いものにするよう促します。
- カ 高層の避難場所を確保するなど、沿岸部などの防災機能を強化します。

② 防災教育や防災訓練を積極的に推進します。

- ア 今回の災害の記録を保存するとともに、津波に関する遺構やモニュメントを活用するなどして後世に伝えます。
- イ 市民各層に対して防災に関する教育活動を実施します。
- ウ 東日本大震災が発生した3月11日に、広く防災意識の高揚を図るための事業を実施します。
- エ 市内全域または地域ごとに防災訓練を実施します。

③ 地域コミュニティ機能の維持・強化を図ります。

- ア 自主防災組織の育成・強化を支援します。
- イ ボランティア組織の育成・強化を支援します。
- ウ 市民の自主的な地域づくり活動や拠点となる施設の整備などに対して支援します。

④ ライフラインや交通・物流などの機能を強化します。

- ア 関係機関の協力のもと、重要施設などへの重点・優先投資を行いながら、これら機能の早期復旧体制を整えるとともに、再生可能エネルギーの活用など、非常時の応急的な生活を支える方策について検討します。
- イ 災害に備えた物資の備蓄や調達方法を強化します。

⑤ 広域的な観点を重視した災害時の応援・サポート体制を整えます。

- ア 医療・福祉をはじめさまざまな分野において、市内外の多くの機関との連携による相互支援体制を確立します。
- イ 気仙2市1町の一層の連携推進をはじめ、三陸沿岸地域や岩手県内陸部の市町村など、自治体間の相互支援体制を強化します。
- ウ 災害時にすばやく対応できるボランティアネットワークを強化します。

第3章 復興の推進に向けて(復興の推進体制)

- 1 東日本大震災からの一日も早い復興を目指し、市民や企業、行政などの協働による取り組みを推進し、その進行状況や成果などを確認するための組織を市民参加のもとに設置するとともに、関連情報を市内外に積極的に発信します。
- 2 市民による復興に向けた自助(自らのことは自ら行うこと)、共助(互いに助け合うこと)の取り組みを推進するため、地区・地域ごとの復興推進組織の設置を促します。
- 3 早期復興の実現に向け、復興計画により、大船渡市としての復興の方向性や具体的な取り組みを明らかにしながら、気仙2市1町や岩手県沿岸自治体の連携を一層強化するとともに、国や県に対しての要望や提案、財源の確保や特区制度の有効活用など、必要な働きかけを積極的に行います。
- 4 最優先課題である復興に対応するため、市における復興関連事業の実施体制を整えます。事業推進にあたっては、厳しい財政状況を踏まえつつ、市政が停滞しないよう十分留意しながら、事務事業全般の見直しを行うことなどにより、可能なかぎりの人員と財源を集中します。

第 4 章 復興計画事業一覧

復興計画掲載事業は、事業の性質により3種類に分類し、事業No.に優先度を記載した。

- ◎ 緊急に実施する事業
- 急いで実施する事業
- △ 通常ペースで実施する事業

1 市民生活の復興

事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
			H23	H24	H25	H26~
方針① 被災者の早期の住宅再建を支援するほか、地域コミュニティの維持・形成に配慮した、安全な生活環境を確保します。						
施策ア 被災者の事情に十分配慮しながら、個人住宅再建のための支援を行います。						
1 △	応急仮設住宅維持管理等支援事業	応急仮設住宅の補修や駐車場などの維持管理 ・市内37団地、1,801戸対象	市			
2 ○	住宅応急修理事業	自宅の応急修理費用の一部負担により、自宅での生活を促進、支援(災害救助事業、県委託事業) ・半壊以上の被害を受けた方 ・1戸あたり52万円(上限)を負担(所得などの制限あり) ・申請戸数:463戸	市			
3 △	住宅耐震改修補強事業	木造住宅の耐震補強工事実施者に補助金を交付し、災害に強いまちづくりを推進 ・昭和56年以前に建築された一戸建木造住宅が対象 ・工事費の1/2、上限:60万円	市			
4 ◎	埋蔵文化財調査事業	被災者の遺跡内への住宅建設に伴う発掘調査	市			
施策イ 住宅の自主再建が困難な方のために、公営住宅を整備します。						
5 ◎	災害公営住宅整備事業 ▼P42	住宅を失った被災者を対象に公営住宅を整備 ・土地購入、用地造成、取付道路工事なども実施 ・県営住宅630戸(H23~H28) ・市営住宅270戸(H23~H25)	県・市			
6 ◎	既設公営住宅復旧事業	笹崎団地(4棟16戸)、山口団地(2棟12戸)が津波により滅失、沢田団地(3棟中3戸)が地震により損傷(計31戸) ・土地購入、用地造成、取付道路工事なども実施 ・市営住宅を建設(30戸予定)	市			
施策ウ 住宅の高台移転や宅地のかさ上げなどにより、津波などの災害にあわない安全な居住環境を整えます。						
7 ◎	防災集団移転促進事業 ▼P43	居住に適当でない認められる区域内にある住居の集団移転の促進 ・住民の意向を踏まえて移転促進区域を設定するほか、住宅団地の整備、移転者に対する助成などを行う ・住宅団地の規模は10戸以上(移転しようとする住居の数が20戸を超える場合には、その半数以上の戸数) ・国が検討している移転跡地の公費買い上げ制度を注視しながら制度導入を目指す ・土地利用にあたっては、所有者の意向を確認しながら遊休農地の活用を図る ・移転後の跡地については、再び住宅が建設されて危険が生じることのないよう、条例により建築基準法第39条の規定による災害危険区域として指定する	市			
8 △	がけ地近接等危険住宅移転事業	がけ地近接等危険住宅の移転促進 ・急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域対象 ・住宅を移転する者に対して除去費用として78万円を補助 ・新家屋取得に対して金融機関からの借入額利子相当額を補助	市			
9 ○	漁村集落復興事業	漁業集落の地盤かさ上げなど防災強化	市			
施策エ 住宅移転(市内)希望者への支援を行います。						
10 △	市民相談事業	法律相談、登記相談、行政相談、消費生活相談など、被災者などの抱える不安や悩み事について相談機会を提供 ・場所:市役所内 ・方法:各種相談(毎月1回)、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政相談員などによる相談受付	市など			

1 市民生活の復興

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				H23	H24	H25	H26~
11 △	総合的被災者相談支援事業	被災者からの相談・問い合わせに対応するため、大船渡地区被災者相談支援センターを設置 ・対象: 県民 ・場所: 大船渡地区合同庁舎内 ・方法: 弁護士、司法書士、税理士、土地家屋調査士、建築士などによる相談受付	県				
◎	防災集団移転促進事業【再掲】 ▼P43	居住に不当でないと認められる区域内にある住居の集団移転の促進 ・住民の意向を踏まえて移転促進区域を設定するほか、住宅団地の整備、移転者に対する助成などを行う ・住宅団地の規模は10戸以上(移転しようとする住居の数が20戸を超える場合には、その半数以上の戸数) ・国が検討している移転跡地の公費買い上げ制度を注視しながら制度導入を目指す ・土地利用にあたっては、所有者の意向を確認しながら遊休農地の活用を図る ・移転後の跡地については、再び住宅が建設されて危険が生じることのないよう、条例により建築基準法第39条の規定による災害危険区域として指定する	市				
施策オ 新たな居住環境において、人と地域のつながりが保てるよう配慮します。							
12 ◎	地域公民館整備支援事業	市内地域公民館132館のうち、被災した地域公民館34施設の修繕、改築あるいは移転新築などの整備を支援	地域公民館				
13 △	沿岸被災地仮設住宅運営支援事業	応急仮設住宅などでの住民相互のコミュニケーションの維持や地域コミュニティづくりの支援 ・社会福祉法人やNPOなどと連携 ・集会所などを利用したコミュニティづくりや行政連絡、困りごと相談、交流イベントなどを実施	北上市				
方針② 市民が安心して暮らせるよう保健、医療、介護、福祉など生活に密接に関係する各種サービスの充実を図ります。							
施策ア 被災者の心と体のケア対策を実施します。							
14 △	健康サポート事業	健康の維持・増進を図るため、仮設住宅入居者などを対象に在宅訪問指導を実施。集会所などを活用した健康相談・健康教室も実施 ・場所: 市内応急仮設住宅 37カ所、既存宿舎など 10カ所、その他民間賃貸住宅、地域公民館など ・担当: 保健師、栄養士など	市				
15 △	こころのケア事業	応急仮設住宅の入居者などを対象とした訪問指導、関係機関との調整など	市				
16 △	公害防止測定調査事業	震災後の大気の状態変化の有無を把握するため、降下ばいじん量を調査 ・場所: 大船渡町、盛町 ・方法: 自重または雨とともに沈降するばい煙や粉じんなどを容器に集めて降下ばいじん量を測定 ・数量: 24検体/年(両地点で毎月1回)	市				
17 ◎	環境放射能水準調査事業	原発事故に伴い、放射線量、降下物・水道水に含まれる放射性物質などの監視・測定強化 ・場所: 市内 ・方法: モニタリングポスト、簡易測定器による測定	県				
18 ◎	環境放射線量測定事業	原発事故に伴い、市独自で大気中の放射線量を定期的に測定して影響を把握するとともに、市民へ情報を提供 ・場所: 市内(4カ所) ・方法: 簡易測定器による測定	市				
施策イ 被災した保健・医療・介護・福祉施設を早期に復旧します。							
19 ◎	被災地医療確保対策事業	被災した地域の医療供給体制を迅速に確保するために仮設診療所と仮設歯科診療所を整備 ・対象: 被災した病院、診療所 ・内容: 医科が3カ所(立根、末崎、猪川)、歯科が3カ所(越喜来、綾里診療所、大船渡)の予定	県				

1 市民生活の復興

事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
			H23	H24	H25	H26~
30 △ 市町村消費者行政活性化事業	消費活動に伴う被害を防止するとともに、被害者を救済するため、消費生活センターを設置 ・場所:市役所内 ・方法:平成23年度は事務所工事、平成24年度より相談受付開始	市				
方針③ 災害廃棄物を適正に処理します。						
施策ア 大規模災害時に大量発生した各種の廃棄物を迅速に処理します。						
31 ◎ 災害廃棄物処理事業	県が作成した災害廃棄物処理の実行計画を踏まえ、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理	市				
32 ◎ 被災地防疫事業	専門業者と市民ボランティアなどで防疫班を組織して薬剤などを散布 ・場所:津波浸水区域及びガレキ仮置場 ・方法:殺虫剤消毒薬及び消臭剤の散布	市				
施策イ ガレキについては、市内企業などにおいて処理し、処理後に発生する灰などもできるかぎり有効活用します。						
◎ 災害廃棄物処理事業【再掲】	県が作成した災害廃棄物処理の実行計画を踏まえ、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理	市				
方針④ 被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。						
施策ア 災害に強い教育施設を整備します。						
33 ◎ 学校再開事業	赤崎小学校、越喜来小学校、崎浜小学校の隣接校への移転、赤崎中学校の移転及び合同授業による学校の再開	市				
34 ◎ 通学支援バス運行事業	被災した小中学校の児童・生徒が他校へ通学するためのスクールバスの運行	市				
35 ◎ 被災学校移転改築事業	津波により被災した赤崎小学校、越喜来小学校及び赤崎中学校の移転改築	市				
36 ◎ 被災学校復旧事業(津波)	津波により被災した大船渡小学校及び綾里小学校の補修	市				
37 ◎ 被災学校復旧事業(地震)	地震により被災した日頃市小学校、第一中学校、末崎中学校及び越喜来中学校の補修	市				
38 ◎ 被災給食施設復旧事業	被災した赤崎学校給食共同調理場の復旧と併せた北部学校給食センターの整備	市				
39 ◎ 学校施設防災機能強化事業	旧耐震基準の学校施設の耐震補強工事などを実施 ・盛小学校:屋内運動場 ・末崎小学校:校舎 ・猪川小学校:校舎、屋内運動場 ・日頃市小学校:校舎、屋内運動場 ・大船渡北小学校:校舎、屋内運動場 ・綾里小学校:屋内運動場 ・第一中学校:屋内運動場 ・綾里中学校:校舎 ・越喜来中学校:校舎、屋内運動場	市				
40 ◎ 認定こども園整備事業	震災の影響により工事中止となった綾里こども園舎の整備	市				

1 市民生活の復興

事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
			H23	H24	H25	H26~
53 △ (仮称)スポーツイベント開催事業	復興記念事業として、県大会規模と同等以上のスポーツイベントなどを招致・開催	市			→	
54 ◎ 森林総合利用施設整備事業	フレアイランド尾崎岬の林間広場を球技などにも利用できるように整備(校庭などが使用できない小中学生のスポーツ活動にも対応) ・バックネット及び防球ネット設置 ・グラウンド整備	市	→			
方針⑤ 市民共有の財産である歴史・文化資源を活用して、うるおいと安らぎをつくりだします。						
施策ア 歴史・文化資源の継承・普及活動に取り組みます。						
△	(仮称)復興支援文化活動事業【再掲】	被災地区を対象として、市民相互のコミュニケーション維持と心のゆとりを保つため、生活に役立つ知識や技術を習得するなど多様な学習機会を提供し、市民の復興意欲を醸成	市	→		
55 △	子どもの読書活動推進事業	被災した社会教育施設において展開される事業の再開と充実のための読書ボランティアの育成を支援	県・市		→	
56 △	家庭の教育力向上に向けた総合的施策推進事業	被災した社会教育施設において展開される事業の再開と充実のための家庭教育学級の支援及び子育てサポーターの育成	県・市		→	
57 ◎	民族資料保管庫の復旧事業	綾里小学校地内に所在する民族資料保管庫の修繕(サッシ約10カ所、外壁約50㎡、内壁約120㎡、内部天井約65㎡など)	市	→		
58 △	博物館常設展示改修事業	・津波災害を普及、継承するため、エントランスホール、シアター、荒れ狂う海・津波コーナーなどを改修し、明治三陸津波、チリ地震津波、東日本大震災の資料、映像、写真などを展示 ・三陸海岸のジオパーク登録を目指して、その情報や資源価値などを展示	市		→	
◎	リアスホール修繕事業【再掲】	地震被害を受けた市民文化会館・図書館の施設の修繕	市	→		
59 △	市民芸術祭開催事業	市民芸術祭を復活し、復興記念事業として開催	実行委員会		→	
60 ○	指定文化財復旧事業	被災した郷土芸能装束などの指定文化財の修復	市	→		
61 △	芸術文化創作活動支援事業	団体などによる芸術文化活動の活性化を図るため、展示会や発表会、作品集の刊行などの創作活動に対し補助	大船渡市芸術文化協会	→		

2 産業・経済の復興

事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
			H23	H24	H25	H26~	
方針① 経済活動の早期再建を支援し、雇用の確保を図ります。							
施策ア 仮設の工場や事務所の整備などにより、被災企業などの早期の事業再開を支援します。							
1 ◎	仮設店舗等貸与事業 ▼P44	中小企業基盤整備機構が建設する仮設店舗などを市が借り受けて、中小業者に転貸 ・支援対象:被災した中小企業者 ・建物種類:店舗、事務所及び工場 ・建設場所:被災事業者が希望する土地など ・綾里黒土田総合運動公園駐車場 ・末崎町小細浦地区 ・大船渡町茶屋前地区 ・大船渡町野々田地区 など ・支援期間:原則入居から2年間	中小企業 基盤整備 機構 市				
2 ◎	中小企業等復旧・復興支援事業	複数の中小企業などから構成されるグループが復興事業計画を作成し、認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備に対して補助 ・補助率:国1/2、県1/4 (大企業の場合は国1/3、県1/6)	国・県				
施策イ 雇用環境を改善し、雇用の維持と創出を図ります。							
3 ○	企業誘致推進事業	新たな土地利用計画に基づき、製造業など雇用の拡大が見込まれる企業の誘致活動を展開 ・製造業などの市外企業 ・土地利用計画産業区域内の空き用地の活用 ・企業立地奨励制度などによる誘致活動	市 関係団体				
4 ○	工業用地整備事業	永浜・山口地区工業用地 ・県に対する整備促進要望 ・ガレキ処理場終了を見越して県とセールス活動 ・新たな工業用地の整備検討 ・新たな土地利用計画の中で検討	県・市				
5 △	求職者資格取得支援事業	求職者が資格取得をする際、受講料の一部を補助 ・上限額:1人につき15,000円	市				
6 △	雇用促進奨励支援事業	新規学卒者などを雇用した事業主へ上限20万円を奨励金として交付 ・対象:新規学卒者などを6カ月以上常用雇用した市内事業主	市				
7 △	ジョブカフェ気仙支援事業	ジョブカフェ気仙の運営費を補助 ・各種セミナーの開催 ・ガイドブックの作成 ・臨時職員の配置	市				
8 △	ふるさと雇用再生特別基金事業	雇用機会が見込まれる市営事業を民間企業などに委託 ・新たに雇用する労働者の雇用期間:原則1年以上	市				
9 ○	市町村緊急雇用創出事業	市町村が行う失業者などの雇用及び就業機会を緊急かつ臨時的に創出する事業に対する補助	市				
10 △	デュアルシステム型被災者等ものづくり技術習得支援事業	被災地の離職者などを県内企業が一時的に雇用し、職場実習や講義などを組み合わせ、被災者などの生活基盤の安定と被災企業の再建を担うものづくり技術者の育成などを支援	県				
11 △	漁業就業相談会参画事業	沿岸漁業の担い手を確保・育成するため、漁業者と就業希望者との相談会(漁業就業支援フェア)の当市開催を促進 ・年2回程度	岩手県 漁連				
12 △	新規漁業就業者育成支援事業	漁協などが行う新規就業者の就業準備講習会や座学・実地研修の実施などに対する支援	漁協				

2 産業・経済の復興

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				H23	H24	H25	H26~
13 △	新規就農者支援事業	市農協が新規就農予定者を対象に実施する栽培指導研修費用の一部を助成	市農協				
14 ○	大船渡市有林美しい森林育成事業	市有林の枝打ち及び病害虫捕獲作業を通して、新たな林業従事者を育成	森林組合				
施策ウ 被災者の復興関連事業への雇用を促します。							
15 ○	被災者支援事業	市内被災者を対象に、ガレキ撤去・分別などの仕事を斡旋 ・雇用場所:ガレキ撤去・分別場所 市内11カ所 ・賃金形態:日額 7,200円 ・雇用期間:H23.4~ガレキの処理が終了するまで	市				
16 ○	臨時職員緊急雇用事業	離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者などの失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供するため、県の臨時職員として任用	県				
17 ○	離職者等再就職訓練事業	災害復旧などの求人需要に対応するため、離職者等再就職訓練事業において、新たに特別訓練コースとして建設機械等操作資格を取得するコースを追加 ・実施場所:宮古市、釜石市、大船渡市 ・訓練コース:4コース ・訓練定員:90人	県				
18 ○	被災求職者等雇用・人材育成事業	被災した離職者などの雇用の場を早急に確保するため、離職者などと企業などとのマッチングや、企業などの人材ニーズに合わせた人材を育成 ・新規雇用人数:160人	県				
19 △	沿岸地域食品事業者復興支援事業	沿岸地域において、食品事業者などが行う新商品・サービスの開発や販路開拓などの取り組みを雇用面で支援 ・新規雇用人数:140人	県				
20 ◎	認定職業訓練施設災害復旧事業	被害を受けた認定職業能力開発施設を復旧するため、施設設置者である地元市及び訓練法人に対する補助 ・大船渡市(技能訓練所)ほか3市	市 職業訓練法人				
21 ◎	雇用調整助成金や雇用保険等の給付(「日本はひとつ」しごとプロジェクト)	経営状況が落ち込んだ企業が従業員の休業などで解雇を食い止めた場合、国が手当の一定割合を助成する制度について、震災に伴う支給要件の緩和や失業給付などに係る特例を実施 ・雇用調整助成金の拡充:特例対象期間(1年間)中に開始した休業を最大300日間助成金の対象に ・雇用保険の延長給付の拡充:雇用保険の給付日数を現行の個別延長給付(60日)に加え、さらに延長	国・県				
22 ◎	シーパル大船渡災害復旧事業	津波被害を受けた勤労者福祉施設「シーパル大船渡」(1階部分)の復旧	市				
23 ◎	就業支援推進事業	就業支援員による、関係機関と連携した雇用・労働に関する地域課題や相談への対応、企業訪問及び学校訪問をベースとした高校生の就職や若年者の職場定着支援	県				
24 ○	特定求職者雇用開発助成金の特例措置	被災者や震災による離職者を1年以上雇用する場合、助成金を支給	国				

2 産業・経済の復興

事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
			H23	H24	H25	H26~
施策工 既存の借入金と新たな借入金による二重ローンの軽減について、関係機関に働きかけます。						
25 ◎ 復興支援ファンド設立支援事業	二重ローン問題解消に向けた既存債権の買取を行う復興支援ファンドの設立を支援 ・復興支援ファンドが既存債務を買取り、既存債務の利子補給を実施し、負債を一時凍結	国・県 金融機関 など	→			
26 ◎ 水産業共同利用施設復旧支援事業(漁協、水産加工業協同組合など)	漁協や水産加工業協同組合などが有する共同利用施設の早期復旧、再開に必要な機器などの整備や施設修繕に対する補助	漁協、水産加工業協同組合など	→			
方針② 産業基盤を再建します。						
施策ア 被災した各種産業の生産基盤などを早期に復旧します。						
27 ○ コンテナ定期航路再開事業	被災した荷役機械などの整備 ・ハーバークレーン ・リーチスタッカ ・管理棟 ・税関検査テント ・コンテナ洗浄機器などコンテナヤード関連設備 ・コンテナターミナル会社及びコンテナ船運航会社との協議 ・利用荷主へのポートセールス	県・市 関係団体 関係企業	→			
28 ○ 港湾利活用推進事業	港湾物流のための施設整備 ・リーファー設備、電源設備、SOLAS設備など ・上屋、倉庫(津波危険区域に設置する場合は津波に強い形状)	県	→			
施策イ 基盤整備にあたっては、建築物の構造強化や電源対策の推進など、防災機能の向上に配慮するほか、重要施設などへの重点・優先投資を行います。						
29 ○ 津波被災地域建築物安全対策事業	建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定による安全確保の検討 ・建築物の構造制限などによる建築規制	市	→			
○ 港湾利活用推進事業【再掲】	港湾物流のための施設整備 ・リーファー設備、電源設備、SOLAS設備など ・上屋、倉庫(津波危険区域に設置する場合は津波に強い形状)	県	→			
方針③ 水産業の早期再建を図ります。						
施策ア 漁船や養殖施設の共有・共用化、漁業の共同経営化などに対する支援を行います。						
30 ◎ 共同利用漁船等復旧支援対策事業	漁協などが実施する漁業者が共同利用する漁船、定置網などの一括整備に対する補助	漁協	→			
31 ◎ 水産業経営基盤復旧支援事業	漁協などによる養殖施設などの共同利用施設の一括整備に対する補助	漁協	→			
32 ◎ 養殖用種苗供給事業	養殖業の再開に向け、漁協が行うワカメ、コンブ、ホタテガイ、カキ種苗などの一括購入に対する補助	漁協	→			
施策イ 新しい大船渡魚市場を早期に整備します。						
33 ○ 新大船渡魚市場整備事業	新しい魚市場の被災個所の補修工事と完成までの残工事の再開	市	→			
34 ◎ 現大船渡魚市場災害復旧事業	現魚市場の建物及び設備の修繕(産地魚市場緊急支援事業)	市	→			
35 ◎ 水産業共同利用施設復旧支援事業(大船渡魚市場)	現魚市場施設の早期復旧に必要な業務用機械器具の修繕整備	市	→			

2 産業・経済の復興

事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
			H23	H24	H25	H26~
施策ウ 漁業協同組合の経営安定化を図ります。						
36 ◎ 漁業協同組合等機能回復支援事業	津波により事務所などが被災した漁協機能の早期回復に必要な施設復旧、データ復旧、OA機器などの整備や各組合が行う漁業復興計画の策定に対する補助	漁協	■			
◎ 水産業経営基盤復旧支援事業【再掲】	漁協などによる養殖施設などの共同利用施設の一括整備に対する補助	漁協	■	■		
37 ◎ 製氷保管施設早期復旧支援事業	漁協が行う産地魚市場で使用する氷の製氷・貯氷施設の整備に対する補助	漁協	■			
施策エ 地域特産水産物のPRや地産地消の取り組みを進めます。						
38 ○ 海の恵み体験施設復旧事業	つくり育てる漁業を推進するため、津波により被災した三陸蓄養センターの復旧	市	■			
39 ○ 東日本大震災対応・緊急研究開発成果実装支援プログラム	大型マイクロバブル発生装置による大船渡湾の水質浄化試験	独立行政法人	■			
40 △ 漁業の6次産業化支援事業	漁業者などによる養殖ワカメなどの地域水産物の新たな販売モデル事業などの導入実施に対する補助	漁協			■	
41 △ 大船渡産水産物安定流通システム構築事業	大船渡産水産物のトレーサビリティシステムの普及並びに放射性物質の測定調査、情報提供などにより安心・安全をアピールするとともに、品質管理体制を向上	市(魚市場)、漁協			■	
施策オ 水産関連施設の防災機能の向上を図るほか、集約化などにより効果的に整備します。						
42 ◎ 漁港関係施設等復旧事業	被災した漁船、漁港などへの漂着物などの撤去、ガレキ処分	市	■	■		
43 ○ 漁港関係施設等復旧事業(漁港施設) ▼P45	被災した防波堤・岸壁・臨港道路など漁港施設の復旧 県管理:門の浜、大船渡、綾里、越喜来、崎浜、根白(6漁港) 市管理:碁石、泊里、蛸ノ浦、長崎、合足、小路、野野前、砂子浜、小石浜、鬼沢、泊、小壁、増館、吉浜、扇洞、千歳(16漁港)	県・市	■	■		
44 ◎ 漁港関係施設等災害復旧事業(漁業集落排水施設)	被災した漁業集落排水施設(処理場・管路など)の復旧 ・蛸ノ浦地区、砂子浜地区、小石浜地区、根白地区、千歳地区(5地区)	市	■	■		
◎ 水産業経営基盤復旧支援事業【再掲】	漁協などによる養殖施設などの共同利用施設の一括整備に対する補助	漁協	■	■		
45 ◎ さけ・ます生産地震災復旧緊急支援事業	平成24年春のさけ・ます種苗放流を可能とするため、漁協が運営するサケふ化場の緊急整備に対する補助	漁協	■			
46 ○ アワビの里復旧事業	つくり育てる漁業を推進するため、津波により被災したアワビ生産センターを復旧	市			■	

2 産業・経済の復興

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				H23	H24	H25	H26~
◎	水産業共同利用施設復旧支援事業(漁協、水産加工業協同組合など) 【再掲】	漁協や水産加工業協同組合などが有する共同利用施設の早期復旧、再開に必要な機器などの整備や施設修繕に対する補助	漁協、水産加工業協同組合など	→			
47 ○	採介藻漁業復旧支援事業	漁協が行う採介藻漁業の再開に必要な紫外線海水殺菌装置などの整備に対する補助	漁協	→			
施策力 持続可能な水産業の仕組みを模索します。							
48 ◎	水産物等残渣処理事業	水産加工場冷蔵倉庫内の水産物など残渣の積込、搬出、運搬、処理及び搬出路の確保	大船渡湾冷凍水産加工業協同組合	→			
49 ◎	海上ガレキ処理事業	湾内の水質汚染や漁業への影響を考慮し、海上ガレキを撤去、運搬及び処理	市	→			
50 ◎	漁業者等再建緊急支援事業	漁業者などが行う漁場のガレキ撤去、回収作業などへの従事に係る賃金給付	市	→			
51 ○	むらづくり研修施設整備事業	津波、地震により被災したむらづくり研修施設の復旧整備、修繕など(漁業地域交流センター、田浜はまゆり会館、漁村センター、野々前しおさい会館、扇洞会館)	市		→		
◎	さけ・ます生産地震災復旧緊急支援事業【再掲】	平成24年春のさけ・ます種苗放流を可能とするため、漁協が運営するサケふ化場の緊急整備に対する補助	漁協	→			
○	アワビの里復旧事業【再掲】	つくり育てる漁業を推進するため、津波により被災したアワビ生産センターを復旧	市		→		
△	漁業の6次産業化支援事業【再掲】	漁業者などによる養殖ワカメなどの地域水産物の新たな販売モデル事業などの導入実施に対する補助	漁協			→	
52 △	アサリ増殖場整備事業	アサリを対象種に資源の増産と持続的利用を図り、漁家世帯の所得向上と地域振興を図るための大船渡湾内における増殖場整備事業(湾内の環境調査を含む) ・面積:10,000㎡	市		→		
△	漁業就業相談会参画事業【再掲】	沿岸漁業の担い手を確保・育成するため、漁業者と就業希望者との相談会(漁業就業支援フェア)の当市開催を促進 ・年2回程度	岩手県漁連		→		
△	大船渡産水産物安定流通システム構築事業【再掲】	大船渡産水産物のトレーサビリティシステムの普及並びに放射性物質の測定調査、情報提供などにより安心・安全をアピールするとともに、品質管理体制を向上	市(魚市場)、漁協		→		
方針④ 農林業のあり方を検討し、復興策を見出します。							
施策ア 遊休農地の有効利用を踏まえながら、被災した農地などを早期に復旧します。							
53 ◎	農地災害復旧事業	津波浸水被害農地の堆積土砂撤去、除塩、客土、整地	県		→		
54 ◎	農業用施設災害復旧事業	農業用施設の復旧 ・農業用道路、水路	県		→		

2 産業・経済の復興

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				H23	H24	H25	H26~
55	○ (仮称)農地災害関連 区画整備事業	生産性・収益性の高い農業の実現のため、災害復旧と併せて圃場などを整備 ・吉浜地区 区画整理面積 30ha	県				
56	◎ 東日本大震災農業生産 対策事業	被災した農業関連の共同利用施設などの復旧や共同利用農業機械の導入を支援 ・ころ柿シーラー機 1台 ・水稻育苗ハウス(30a) 3棟	市農協				
57	◎ 被災農家経営再開支援 事業	津波などの被害を受けた農地の復旧作業を共同で行う農業者に対し、復興組合を通じて経営再開支援金を支給 ・支援単価限度額:水田作物 3.5万円/10a、路地野菜(花きを含む) 4.0万円/10a	県				
58	◎ 小規模農地等災害復旧 事業	被災した農地・農業用施設について、国の災害復旧事業制度の対象とならない小規模な災害復旧を支援 ・1農家あたり工事費の合計額が13万円以上	市 受益農家				
59	△ 中山間地域総合整備 事業	農業生産基盤の整備 ・三陸町吉浜大野地区 区画整理 27.1ha 客土 18.9ha 暗渠排水 13.5ha	県				
60	△ (仮称)三陸みらい園芸 産地づくり事業	夏季冷涼で冬季温暖な三陸地域の気象条件を活かした、高収益施設園芸品目のハウスなどの生産施設整備を支援 ・品目:イチゴ、ほうれん草、菌床椎茸	農業者で 組織する 団体など 市農協				
61	○ (仮称)農山漁村活性化 プロジェクト支援交付金 事業	被災した産直施設、食材供給施設などの復旧を支援 ・菌床椎茸ハウス(50坪) 6棟 ・菌床椎茸集荷施設 1棟 ・菌床椎茸ホダ玉 40万玉	市 市農協 菌床椎茸 生産組合				
62	◎ 海岸保全施設災害復旧 事業	被災した農地海岸保全施設に係る応急的な復旧や、新たな基準に基づく海岸堤防の復旧・整備を実施 ・海岸保全施設 3カ所 応急工事(暫定堤防) 平成23年8月~	県				
◎	防災集団移転促進事業 【再掲】 ▼P43	居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転の促進 ・住民の意向を踏まえて移転促進区域を設定するほか、住宅団地の整備、移転者に対する助成などを行う ・住宅団地の規模は10戸以上(移転しようとする住居の数が20戸を超える場合には、その半数以上の戸数) ・国が検討している移転跡地の公費買い上げ制度を注視しながら制度導入を目指す ・土地利用にあたっては、所有者の意向を確認しながら遊休農地の活用を図る ・移転後の跡地については、再び住宅が建設されて危険が生じることのないよう、条例により建築基準法第39条の規定による災害危険区域として指定する	市				
施策イ 地産地消の取り組みを進めるなど、農林業振興を図ります。							
63	△ むらづくり研修施設整備 事業	集会施設整備(2施設) ・合足ふるさとセンター ・甫嶺地区集会施設	市				
64	◎ (仮称)木材供給等復旧 対策事業	津波によって流失・損壊した高性能林業機械や木材加工施設などの修繕・再整備を支援	森林組合・ 素材生産 業者・木材 加工業者				
65	◎ 森林組合機能回復支援 事業	森林組合機能の早期回復に不可欠な機器整備などを支援	森林組合				

2 産業・経済の復興

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				H23	H24	H25	H26~
66	○ 木材供給等緊急対策事業	・市内木材加工会社の生産、電力、熱利用などの施設整備を支援 ・市内木材加工会社を中心にバイオマス燃料の生産、電力、熱利用などの施設整備を支援	森林組合・素材生産業者・木材加工業者				
67	○ (仮称) 県産木材利用復興住宅促進事業	震災により住宅を失った住民が、居宅を一定割合以上の県産材を使用して建設する場合などに、地域型商品券や住宅設備費と交換可能な復興住宅ポイントを付与	県				
△	(仮称) 三陸みらい園芸産地づくり事業【再掲】	夏季冷涼で冬季温暖な三陸地域の気象条件を活かした、高収益施設園芸品目のハウスなどの生産施設整備を支援 ・品目：イチゴ、ほうれん草、菌床椎茸	農業者で組織する団体など市農協				
方針⑤ 商業の早期再建を図ります。							
施策ア 仮店舗や共同店舗の整備などにより、早期の事業再開を支援します。							
68	△ 商店街活性化対策事業	商店街の販売促進や集客事業に対する補助	市				
69	△ (仮称) 被災商店街にぎわい支援事業	商店街のコンセプトづくりや活性化を図る取り組みを支援 ・専門家の招へい ・被災した商店街の賑わいの回復や人を呼び込むための事業	県				
70	△ 事業協同組合等の共同施設復旧補助事業	事業協同組合などの共同施設・設備の復旧に対する補助 ・補助率：国1/2、県1/4 ・要件：復旧経費が30万円以上の施設	国・県				
71	◎ 中小企業被災資産修繕補助事業	中小企業の現有店舗・工場などの修繕に対する補助 ・対象事業者：被災した沿岸地域の中小小売業者・サービス業者 ・対象経費：災害復旧に伴う修繕に要する経費 ・補助率：1/2以内の額	市				
◎	仮設店舗等貸与事業【再掲】 ▼P44	中小企業基盤整備機構が建設する仮設店舗などを市が借り受けて、中小業者に転貸 ・支援対象：被災した中小企業者 ・建物種類：店舗、事務所及び工場 ・建設場所：被災事業者が希望する土地など ・綾里黒土田総合運動公園駐車場 ・末崎町小細浦地区 ・大船渡町茶屋前地区 ・大船渡町野々田地区 など ・支援期間：原則入居から2年間	中小企業基盤整備機構市				
施策イ 被災した商店街については、防災機能や利便性の向上などを考慮して再整備されるよう支援します。							
△	津波避難ビル等の指定【再掲】	浸水想定区域内において構造的要件を満たす施設を津波避難ビルなどとして指定	市				
方針⑥ 観光産業の早期再建を図ります。							
施策ア 被災した観光資源・施設を復旧します。							
72	△ 大船渡市観光物産協会運営支援事業	観光物産振興の核となる観光物産協会への補助	市				
73	○ 観光施設整備事業	基石海岸などの観光施設の復旧と今後の施設整備に係る調査・検討 ・案内板の整備 ・インフォメーションセンターなどの整備検討 ・海水浴場避難路などの検討	市				
74	○ (仮称) 沿岸地域観光産業再生支援事業	津波により失われた地域観光資源の復興に向け、核となる人材の育成とさまざまな機関によるネットワークの構築を促進 ・人材の育成：県内4地区(久慈、宮古、釜石、大船渡) ・ネットワークの構築：県内4地区	県				

2 産業・経済の復興

事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
			H23	H24	H25	H26~
施策イ 観光関連イベントを復活するほか、復興に係るキャンペーンを実施します。						
75 ○	いわてデスティネーション キャンペーン推進事業	沿岸の復興支援と内陸観光振興に向けた全国への情報発信、誘客事業の展開、地域主体の観光地づくりを推進 ・宣伝、誘客事業の実施 ・誘客イベント、情報発信など ・受入態勢整備事業 ・歓迎イベント、二次交通対策など (キャンペーン回数:年1回)	推進協議会			
76 △	未知の奥・平泉観光振興 事業	沿岸復興のシンボルとしての「平泉」を核に、情報発信、誘客事業を実施 ・情報発信(7回) ・広告媒体の活用、ポスターなど ・誘客事業(3回) ・誘客イベントなどの開催	県			
77 △	国立公園の再編事業	陸中海岸国立公園の再編・整備 ・三陸海岸にある国立公園や県立公園を再編 ・国立公園の再編による名称変更	国			
78 △	三陸海岸長距離歩道 (三陸海岸トレイル) 整備事業	青森、岩手、宮城、福島各県にまたがる長距離歩道の整備 ・代表的な観光地などを結ぶ南北約350km ・福島県相馬市の松川浦県立自然公園～青森県八戸市の種差海岸まで	国			
施策ウ 農漁業体験などによる新たな観光振興を図ります。						
79 △	体験インストラクター 養成事業	農漁業体験など新たな体験観光を推進するため、インストラクターを養成 ・インストラクター導入研修 ・スキルアップ研修	市			
80 △	(仮称)安全・安心グリーン・ ツーリズム展開事業	グリーン・ツーリズム受入農林漁業者の安全・安心なグリーン・ツーリズム受入体制の構築支援と、県内外へのPR活動を実施	県			
81 ○	被災地でのボランティア 体験事業	首都圏の企業や個人を対象としたボランティアツアーの実施 ・被災地でのボランティア活動 ・被災地住民との交流	民間			
施策エ 平泉の「世界文化遺産」登録や「ジオパーク」認定と連動した誘客活動を実施します。						
○	いわてデスティネーション キャンペーン推進事業 【再掲】	沿岸の復興支援と内陸観光振興に向けた全国への情報発信、誘客事業の展開、地域主体の観光地づくりを推進 ・宣伝、誘客事業の実施 ・誘客イベント、情報発信など ・受入態勢整備事業 ・歓迎イベント、二次交通対策など (キャンペーン回数:年1回)	推進協議会			
82 △	広域連携観光振興事業	岩手県観光協会など広域で連携した観光宣伝や観光客誘致を実施 ・岩手県観光協会 ・東北都市観光協議会 ・陸中海岸国立公園協会 ・三陸・けせん観光協議会 ・黄金王国推進委員会	協議会など			
△	博物館常設展示改修 事業【再掲】	・津波災害を普及・継承するため、エントランスホール、シアター、荒れ狂う海・津波コーナーなどを改修し、明治三陸津波、チリ地震津波、東日本大震災の資料、映像、写真などを展示 ・三陸海岸のジオパーク登録を目指して、その情報や資源価値などを展示	市			
方針⑦ 地場産業の活力により、産業・経済を活性化します。						
施策ア 既存企業の再生を支援します。						
83 ◎	中小企業融資あっせん 事業	事業資金を融資するため、各金融機関へ原資を預託 ・小口資金:限度額 1,250万円 ・中口資金:限度額 3,750万円 ・開業資金:限度額 1,250万円 ・経営安定資金:限度額 2,500万円	市			

2 産業・経済の復興

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				H23	H24	H25	H26~
84 △	中小企業振興事業	中小企業者で組織する団体などの実施事業に対する補助 ・対象事業:異業種交流、新商品開発促進、販売促進、人材養成など ・補助率:対象経費の1/2以内	市				
85 ○	中小企業特別対策事業	中小企業特別対策室の設置、専門経営対策指導員の委嘱 ・広報紙「しおさい」の発行 ・調査、相談業務	市				
86 ◎	中小企業融資補給事業	融資を利用した中小企業者へ保証料及び利子を補給 ・中小企業融資保証料の負担 ・中小企業融資利子補給の実施	市				
◎	中小企業被災資産修繕補助事業【再掲】	中小企業の現有店舗・工場などの修繕に対する補助 ・対象事業者:被災した沿岸地域の中小小売業者・サービス業者 ・対象経費:災害復旧に伴う修繕に要する経費 ・補助率:1/2以内の額	市				
87 ◎	被災工場再建支援事業	被災した企業の工場などの再建に対する補助 ・被災前常用雇用者30人以上の企業 ・補助率:1/10 ・上限5,000万円(100人以上は1億円)	市				
88 ○	物産販路拡大事業	物産展への出品、インターネットによる周知 ・各種物産展などへ出展参加 ・インターネットによる販路拡大への支援 ・食品見本市開催 ・物産パンフレットの印刷 ・アンテナショップ設置の調査研究	市				
89 ◎	中小企業復旧資金利子補給事業	岩手県中小企業災害復旧資金を借り受けた中小企業者に対し、予算の範囲内において利子補給金を交付 ・貸付利率 3年以内:年1.7%以内(固定) 3年~10年以内:年1.9%以内(固定)	市				
施策イ 地場産業の連携・高度化や新たな分野での起業などを支援します。							
90 △	いわてものづくり産業人材育成事業	県内陸地域と沿岸・県北地域のものづくりネットワーク間の連携強化と産業集積を支える高度な産業人材の育成を支援 ・工業高校における技能士数:2,700人	県				
施策ウ 北里大学など関係機関との産学官連携の取り組みを推進します。							
91 ◎	北里大学海洋生命科学部早期再開促進事業	北里大学海洋生命科学部三陸キャンパスの早期再開に向けた取り組みを関係機関とともに積極的に展開	市				
92 △	産学官連携交流促進支援事業	北里大学海洋生命科学部と産学官連携に関する協議の場を設けるとともに、市内事業所などの復旧状況を見据えながら共同研究事業を支援 〔共同研究補助〕 ・大学と市内事業所 ・補助率:2/3 ・上限120万円	市				
93 ◎	北里大学海洋生命科学部施設利用促進事業	北里大学海洋生命科学部三陸キャンパス内施設(体育館、グラウンドなど)や設備(海水ポンプ、水槽施設など)の利用を積極的に促進	市				
94 △	三陸町養殖海域の水質調査事業	北里大学海洋生命科学部の協力を得ながら、三陸町内の養殖海域において水質調査を実施	市				

3 都市基盤の復興

事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
			H23	H24	H25	H26~
方針① 被災した都市基盤施設を早期に復旧するとともに、防災機能向上のために必要な整備を行います。						
施策ア 道路・河川、港湾施設などを復旧します。						
1 ◎	道路復旧事業 ▼P46	被災した道路の復旧 ・主要地方道大船渡綾里三陸線 ・主要地方道大船渡広田陸前高田線 ・県道丸森権現堂線 ・県道基石海岸線 ・県道崎浜港線 ・市道野々田川口橋線ほか	国・県・市	→		
2 ○	道路新設・改良事業 ▼P47	高台や防災拠点へのアクセス道路、災害時の避難路、緊急車両が進入できない狭隘道路、地盤沈下により冠水する道路、浸水区域内のまちづくりと一体となった道路などの整備 ・多重防災型まちづくり推進事業による県道整備(岩手県復興計画) ・三陸復興道路整備事業による県道整備(岩手県復興計画) 主要地方道大船渡広田陸前高田線 主要地方道大船渡綾里三陸線 県道崎浜港線 県道基石海岸線 ・市道市役所庁舎前線、田茂山明神前線、大船渡北小学校線、山口6号線、沢田宮野線、細浦地区避難路、石浜海岸線、白浜地区避難路、浦浜地区避難路、吉浜中学校線ほか	県・市	→		
3 ◎	河川復旧事業	被災した河川の復旧 ・盛川、須崎川、船河原川、立根川、後ノ入川、合足川、甫嶺川、泊川、浦浜川、吉浜川(県管理河川) ・門ノ浜川、大田川、中村川、小石浜川、白浜川ほか7河川(市管理河川)	県・市	→		
4 ○	林道整備事業 ▼P48	主要道を補完する林道の開設 ・林道平根線 施工延長 5,500m ・林道甫嶺線 施工延長 6,000m	県・市	→		
5 ◎	林道改修事業	既存の林道の拡幅改修などによる主要道補完路の整備 ・林道増館線 施工延長 4,721m ・林道赤崎線 施工延長 18,377m ・林道箱根山線 施工延長 3,554m ・林道箱根山線 待避所設置 8カ所	市	→		
6 ◎	林道施設災害復旧事業	被災した林道の法面などの復旧 ・林道増館線 5カ所 ・林道赤崎線 7カ所	市	→		
7 ○	河川改修事業	堤防のかさ上げの検討、護岸の改修など ・盛川、須崎川、大立川など県管理河川 ・下平川 ・上平川 ・茶屋前水路ほか市管理河川	県・市	→		
8 ◎	港湾施設復旧事業	・国: 湾口防波堤、永浜地区岸壁(-13m)、野々田地区岸壁(-13m)の復旧 ・県: 野々田・茶屋前、永浜山口地区の岸壁、物揚場、防潮堤、防波堤、護岸、係留施設、水門、臨港道路などの復旧	国・県	→		
施策イ 湾口防波堤については、湾内の水質環境に十分配慮のうえ復旧します。						
9 ◎	湾口防波堤復旧事業	震災前からの課題である大船渡湾の水質に配慮した構造による湾口防波堤の復旧	国・県	→		
◎	港湾施設復旧事業【再掲】	・国: 湾口防波堤、永浜地区岸壁(-13m)、野々田地区岸壁(-13m)の復旧 ・県: 野々田・茶屋前、永浜山口地区の岸壁、物揚場、防潮堤、防波堤、護岸、係留施設、水門、臨港道路などの復旧	国・県	→		
10 △	環境関連調査事業	水質浄化対策のための基礎資料とするため、震災後の大船渡湾内の水質などについて、外部専門家の意見を聴きながら調査を実施 場所: 大船渡湾 方法: 採水・採泥後詳細に分析調査	市	→		

3 都市基盤の復興

事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
			H23	H24	H25	H26~
<p>施策ウ 地盤沈下状況などを十分考慮しながら、海岸保全施設を早期に復旧します。</p>						
◎ 港湾施設復旧事業【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・国:湾口防波堤、永浜地区岸壁(-13m)、野々田地区岸壁(-13m)の復旧 ・県:野々田・茶屋前、永浜山口地区の岸壁、物揚場、防潮堤、防波堤、護岸、係留施設、水門、臨港道路などの復旧 	国・県				
◎ 海岸保全施設災害復旧事業【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した農地海岸保全施設に係る応急的な復旧や、新たな基準に基づく海岸堤防の復旧・整備を実施 ・海岸保全施設 3カ所 ・応急工事(暫定堤防) 平成23年8月~ 	県				
○ 漁港関係施設等復旧事業(漁港施設)【再掲】 ▼P45	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した防波堤・岸壁・臨港道路など漁港施設の復旧 ・県管理:門の浜、大船渡、綾里、越喜来、崎浜、根白(6漁港) ・市管理:基石、泊里、蛸ノ浦、長崎、合足、小路、野野前、砂子浜、小石浜、鬼沢、泊、小壁、増館、吉浜、扇洞、千歳(16漁港) 	県・市				
<p>施策エ 上水道・下水道を早期に復旧します。</p>						
11 ◎ 水道施設復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> ・破損配水管、給水設備などの布設替え・修理 ・破損給水設備の修理・交換 ・電気計装設備・ポンプ設備の修理・交換(上水道) ・テレメーター設備の更新(簡易水道) 	市				
12 △ 水道施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤かさ上げに伴う送・配水管の布設替え ・既存施設の耐震化または全面改修 	市				
13 ◎ 公共下水道及び都市下水路災害復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道応急処理、本復旧工事 ・大船渡浄化センター(大船渡町)災害復旧簡易処理(平成23年3月開始) ・通常(生物)処理開始(平成23年中目途) ・本復旧工事(平成24年度完了予定) ・管渠施設(大船渡町・盛町)調査・設計(平成23年度) ・管渠補強・修繕(平成25年度完了予定) ・都市下水路補修、堆積土砂撤去 ・新田都市下水路ほか ・調査・測量・設計、土砂撤去、補強・修繕(平成25年度完了予定) 	市				
14 ◎ 漁業集落排水施設復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> ・蛸ノ浦漁業集落排水施設 ・簡易処理(平成23年5月開始) ・仮設処理施設により通常(生物)処理(平成23年7月開始) ・本復旧工事(平成25年度完了予定) ・砂子浜漁業集落排水施設 ・通常(生物)処理(平成23年4月開始) ・本復旧工事(平成24年度完了予定) ・小石浜漁業集落排水施設 ・通常(生物)処理(平成23年4月開始) ・本復旧工事(平成24年度完了予定) ・根白漁業集落排水施設 ・簡易処理(平成23年5月開始) ・仮設処理施設により通常(生物)処理(平成23年10月初旬開始予定) ・本復旧工事(平成24年度完了予定) ・千歳漁業集落排水施設 ・簡易処理(平成23年5月開始) ・通常(生物)処理(平成23年9月開始) 	市				
<p>施策オ 都市基盤施設の復旧・整備にあたっては、防災機能の向上に配慮するほか、広域幹線交通網の強化や防災拠点として有用な「道の駅」の適正配置など、重要施設などへの重点・優先投資を行います。</p>						
15 ○ 防災道路ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な防災機能を発揮するための三陸縦貫自動車道、国道、県道と連絡する道路の整備 ・三陸縦貫自動車道吉浜道路 ・三陸縦貫自動車道新インター ・市道滝の沢線(三陸インター接続) 	国・県・市				
16 △ 被災都市公園修繕事業	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した都市公園の遊具や施設の修繕 ・盛川河川敷、笹崎、大田、大田南、みどり町、諏訪前、石橋前公園 ・トイレ、フェンス・遊具などの修繕 	市				

3 都市基盤の復興

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				H23	H24	H25	H26~
17	△ 災害対応強化都市公園事業	災害時の対応を考慮した都市公園の整備 ・総合公園予定地を災害時に避難施設として活用できるように整備 ・基本設計委託、測量詳細設計委託、基盤整備、体育館など施設整備(備蓄倉庫、災害対応受水槽、発電設備、非常時トイレ、ソーラー照明灯)	市				
18	○ メモリアル公園等整備事業	犠牲者の追悼、鎮魂や、地域の防災拠点としての機能を兼ね備えたメモリアル公園などの整備	国・県・市				
19	◎ 防災センター整備事業	防災拠点施設である防災センターの整備 ・市民の安全で安心なくらしを守り、さまざまな災害に確実に対処する防災活動及び防災教育の拠点施設として整備 (東日本大震災を踏まえて従来の建設案を検討)	市				
20	◎ 衛生センター復旧事業	被災した衛生センター施設・機器の復旧	気仙広域連合				
<p>施策カ 道路を盛土構造とすることなどについて、防災上の効果を十分に検討したうえで整備を図るほか、災害時に集落が孤立しないよう代替路線を整備・確保します。</p>							
○	道路新設・改良事業【再掲】 ▼P47	道路のかさ上げなどの検討、地区・地域間を連絡する代替路線の整備 ・多重防災型まちづくり推進事業による県道整備(岩手県復興計画) ・三陸復興道路整備事業による県道整備(岩手県復興計画) 主要地方道大船渡広田陸前高田線 主要地方道大船渡綾里三陸線 県道崎浜港線 県道碓石海岸線 市道田茂山明神前線、山田線	県・市				
<p>施策キ 災害に強い、あるいは災害を受けない鉄道施設の復旧・整備について、広域的な観点に基づく公共交通システムの構築と併せて検討します。</p>							
21	◎ 路線バス運行事業	市民の移動手段を確保するため路線バスを運行 ・日頃市線、越喜来線、碓石線、綾里線、吉浜線、丸森立根線、甫嶺・砂子浜線、外口線	市				
22	◎ 震災緊急生活交通確保事業	被災により県立病院が機能不全となった市町について、県が広域生活路線バスを運行し、被災住民の県立病院などへの移動手段を確保 ・陸前高田市内～県立大船渡病院	県				
23	◎ 三陸鉄道南リアス線代替バス運行事業	三陸鉄道の復旧まで代替バスを運行 ・釜石市上大畑～県立大船渡病院	三陸鉄道				
24	◎ JR大船渡線の復旧事業	JR大船渡線の復旧に向けた整備方針の検討	JR				
25	◎ 三陸鉄道復旧支援事業	三陸鉄道の早期再開に向け復旧費用の一部を支援 ・南リアス線延長:37km ・南リアス線被害箇所数:247	市				
26	◎ 岩手開発鉄道の復旧支援事業	岩手開発鉄道の復旧費用の一部を支援 ・補助率:国1/4、市1/4	市				
<p>方針② 土地利用のあり方を検討のうえ見直します。</p>							
<p>施策ア それぞれの被災地域の特性を考慮した土地利用計画を定めます。</p>							
27	◎ 復興計画策定等支援事業	被災地の被災状況調査の実施や復興計画策定に係る市の取り組みなどへの支援	国				

3 都市基盤の復興

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				H23	H24	H25	H26~
28	◎ 都市計画マスタープラン策定事業	都市計画法に基づき、災害に強いまちづくりを目指し、市の都市計画に関する基本的な方針を策定 ・目指す都市像及び地域別の整備方針 ・都市施設の整備方針 ・都市防災の方針(地区計画などによる建築物の構造の検討など)	市				
29	○ 土地区画整理事業	土地の区画を整えながら、宅地造成などによる新たな住環境の整備	市				
30	○ 小規模住宅地区等改良事業	不良住宅の集合など、生活環境の整備が遅れている地区での住宅などの整備 ・不良住宅の買収除去 ・改良住宅の建設 ・公共施設、地区施設の整備	市				
施策イ 沿岸地域を中心とした住宅の高台移転や宅地のかさ上げなどに伴い、移転先地域なども含めた複数のエリアで土地利用のあり方を検討し、用途を定めます。							
◎	防災集団移転促進事業【再掲】 ▼P43	居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転の促進 ・住民の意向を踏まえて移転促進区域を設定するほか、住宅団地の整備、移転者に対する助成などを行う ・住宅団地の規模は10戸以上(移転しようとする住居の数が20戸を超える場合には、その半数以上の戸数) ・国が検討している移転跡地の公費買い上げ制度を注視しながら制度導入を目指す ・土地利用にあたっては、所有者の意向を確認しながら遊休農地の活用を図る ・移転後の跡地については、再び住宅が建設されて危険が生じることのないよう、条例により建築基準法第39条の規定による災害危険区域として指定する	市				
○	土地区画整理事業【再掲】	土地の区画を整えながら、宅地造成などによる新たな住環境の整備	市				
○	小規模住宅地区等改良事業【再掲】	不良住宅の集合など、生活環境の整備が遅れている地区での住宅などの整備 ・不良住宅の買収除去 ・改良住宅の建設 ・公共施設、地区施設の整備	市				
○	漁村集落復興事業【再掲】	漁業集落の地盤かさ上げなど防災強化	市				
施策ウ 災害危険地域などについては、住民との合意形成のもと、住宅などの建築を制限します。							
◎	防災集団移転促進事業【再掲】 ▼P43	居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転の促進 ・住民の意向を踏まえて移転促進区域を設定するほか、住宅団地の整備、移転者に対する助成などを行う ・住宅団地の規模は10戸以上(移転しようとする住居の数が20戸を超える場合には、その半数以上の戸数) ・国が検討している移転跡地の公費買い上げ制度を注視しながら制度導入を目指す ・土地利用にあたっては、所有者の意向を確認しながら遊休農地の活用を図る ・移転後の跡地については、再び住宅が建設されて危険が生じることのないよう、条例により建築基準法第39条の規定による災害危険区域として指定する	市				
方針③ 情報通信基盤の整備を進めます。							
施策ア 災害時において、確実に情報収集・発信ができる環境を整備します。							
31	△ おおふなとさいがiefエム運営事業	震災後、ライフラインや災害復旧活動、生活に関連した各種情報をエフエムラジオで放送	市				
32	◎ 地域情報通信基盤復旧事業	越喜来・吉浜地区ブロードバンド施設を修繕し、光サービスを提供 ・光ケーブルのルート設計 ・伝送路(光ケーブル)の修繕及び再敷設 越喜来地区 約6.3km、吉浜地区 約1.7km ・自営柱の修繕及び再設置 越喜来地区 約50本、吉浜地区 約10本	市				

3 都市基盤の復興

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				H23	H24	H25	H26~
33 ○	地域情報通信基盤整備 促進事業	光通信サービス未提供地域の解消に向けて、通信事業者への要望活動を展開 (光サービス未提供地域) 末崎町、日頃市町、三陸町綾里、猪川町大野、立根町大畑野、赤崎町合足 ※末崎町、日頃市町の一部地域を除く	市	▶			
34 ◎	地上デジタル放送難視聴地域解消事業	テレビ共同受信施設組合などが行う、地上デジタル放送の難視聴(災害による影響を含む)を解消するための施設改修を支援	市	▶			

4 防災まちづくり

事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
			H23	H24	H25	H26~
方針① 今回の災害による教訓を生かし、新たな防災体制を整えます。						
施策ア 津波に対する防災体制を見直します。						
1 ◎ 地域防災計画整備事業	・被災を踏まえた地域防災計画の見直し・修正 ・災害時における各種応急対応マニュアル作成	市				
2 ○ 集積木材等流出対策事業	大船渡港に野積保管され、津波による流出により被害を拡大する恐れのある木材などの流出防止対策 ・対象:コンテナ、木材など ・場所:大船渡港の物揚場または周辺施設 ・方法:固縛、フェンス、防潮堤、第2線堤などによる流出防止対策について、大船渡港に最適な方法を検討、実施	国・県				
3 ○ 避難誘導標識等設置事業	・避難誘導標識 ・避難誘導灯 ・津波水位標(東日本大震災) ※設置場所などは、今後のまちづくりにあわせ検討	市				
○ 防災道路ネットワークの整備【再掲】	広域的な防災機能を発揮するための三陸縦貫自動車道、国道、県道と連絡する道路の整備 ・三陸縦貫自動車道吉浜道路 ・三陸縦貫自動車道新インター ・市道滝の沢線(三陸インター接続)	国・県・市				
施策イ 新たな住宅地造成などに関連して、土砂災害などに対する防災体制を見直します。						
◎ 地域防災計画整備事業【再掲】	・被災を踏まえた地域防災計画の見直し・修正 ・災害時における各種応急対応マニュアル作成	市				
施策ウ 防災施設の充実・強化を図りながらも、防災施設に偏らない防災体制を整えます。						
◎ 防災センター整備事業【再掲】	防災拠点施設である防災センターの整備 ・市民の安全で安心な暮らしを守り、さまざまな災害に確実に対処する防災活動及び防災教育の拠点施設として整備 (東日本大震災を踏まえて従来の建設案を検討)	市				
◎ 地域防災計画整備事業【再掲】	・被災を踏まえた地域防災計画の見直し・修正 ・災害時における各種応急対応マニュアル作成	市				
4 ◎ 防災行政無線整備事業	・デジタル防災行政無線システムの整備(全域) 目標:親局1,中継局1,遠隔操作卓6,子局150、戸別受信機全戸配布など ・被災したアナログ施設の応急復旧(旧大船渡市地域) ・仮設住宅の難聴対策(旧大船渡市地域)	市				
5 ◎ 災害時情報伝達方法の整備	・市災害対策本部・地区本部、地域公民館、避難所などの相互連絡体制の確立(相互連絡手段及び情報収集体制)	市				
6 ◎ 潮位観測装置等整備事業	・潮位観測装置の復旧(下平、門之浜、越喜来)	市				
7 ◎ 防災行政無線復旧事業	・津波で流失した子局(6局)、漁港局(17局)、遠隔制御局(3局)の整備 ・津波被害を受けた親局の移設 1局 ・津波で流失した戸別受信機を対象世帯へ貸与 100台 ・仮設住宅への簡易子局整備 6局	市				
8 ◎ 本庁舎改修事業	非常用発電機、内外壁、配管などの改修	市				

4 防災まちづくり

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				H23	H24	H25	H26~
9 ◎	三陸支所仮庁舎の整備	被災した市役所三陸支所の機能を回復するため、三陸保健福祉センターを仮庁舎として復旧整備	市	■			
10 ◎	コミュニティー消防センター新築事業	・立地場所の検討 ・消防屯所の建設 ・消防団組織(部の統合)の検討	市	■	■	■	■
11 ◎	消防施設整備事業	消防用水利の新設・修繕	市	■	■	■	■
12 ◎	消防庁舎(仮設)整備事業	被災した三陸分署綾里分遣所の機能を回復するため、仮設車庫・倉庫を建設	消防組合	■			
13 ○	消防救急無線施設・設備整備事業	アナログ式の消防救急無線施設をデジタル化し、機能強化を図るとともに、消防指令センターを整備	消防組合	■	■	■	■
14 ○	林野火災用活動拠点広場整備事業	被災した三陸空中消火補給基地ヘリコプター離着陸用広場を復旧	消防組合	■			
施策エ 高齢者や障がい者など災害弱者に十分配慮した防災体制を整えます。							
15 ○	災害時要援護者支援制度	要援護者に係る情報の収集・共有、避難支援プランなどの作成	市	■	■	■	■
16 ○	福祉避難所の設置・運営	福祉避難所として利用可能な施設との協定の締結	市	■	■	■	■
施策オ 建築物の構造を災害に強いものにするよう促します。							
○	津波被災地域建築物安全対策事業【再掲】	建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定による安全確保の検討 ・建築物の構造制限などによる建築規制	市	■	■	■	■
◎	学校施設防災機能強化事業【再掲】	旧耐震基準の学校施設の耐震補強工事などを実施 ・盛小学校:屋内運動場 ・末崎小学校:校舎 ・猪川小学校:校舎、屋内運動場 ・日頃市小学校:校舎、屋内運動場 ・大船渡北小学校:校舎、屋内運動場 ・綾里小学校:屋内運動場 ・第一中学校:屋内運動場 ・綾里中学校:校舎 ・越喜来中学校:校舎、屋内運動場	市	■	■	■	■
施策カ 高層の避難場所を確保するなど、沿岸部などの防災機能を強化します。							
17 △	津波避難ビル等の指定	浸水想定区域内において構造的要件を満たす施設を津波避難ビルなどとして指定	市	■	■	■	■

4 防災まちづくり

事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
			H23	H24	H25	H26~
○ 道路新設・改良事業【再掲】 ▼P47	高台や防災拠点へのアクセス道路、災害時の避難路、緊急車両が進入できない狭隘道路、地盤沈下により冠水する道路、浸水区域内のまちづくりと一体となった道路などの整備 ・多重防災型まちづくり推進事業による県道整備(岩手県復興計画) ・三陸復興道路整備事業による県道整備(岩手県復興計画) 主要地方道大船渡広田陸前高田線 主要地方道大船渡綾里三陸線 県道崎浜港線 県道碓石海岸線 ・市道市役所庁舎前線、田茂山明神前線、大船渡北小学校線、山口6号線、沢田宮野線、細浦地区避難路、石浜海岸線、白浜地区避難路、浦浜地区避難路、吉浜中学校線ほか	県・市	→			
方針② 防災教育や防災訓練を積極的に推進します。						
施策ア 今回の災害の記録を保存するとともに、津波に関する遺構やモニュメントを活用するなどして後世に伝えます。						
18 ○ 震災資料記録事業	震災による被害や復旧・復興に関する写真・映像などを収集、整理し、記録として保存 ・収集方法:市はもとより、市民、関係団体などに対しても広く周知 ・保存方法:時系列的、各種分野別などに分類し、デジタルデータで保存	市	→			
19 ○ 災害誌編集事業	震災の被災状況や対応・経過に関する情報などを収集し、災害誌として編集	市	→			
20 △ 防災教育事業	防災教育のための地域学習会の開催	国・県・市	→			
21 ○ 防災文化醸成事業	・小学校などで津波防災に関する出前講座などを実施 ・学校における津波と避難についての学習	県・市	→			
施策イ 市民各層に対して防災に関する教育活動を実施します。						
22 ○ 防災マップ作成事業	新たな津波ハザードマップの作成	県・市 市民	→			
施策ウ 東日本大震災が発生した3月11日に、広く防災意識の高揚を図るための事業を実施します。						
23 ◎ 慰霊祭の開催	東日本大震災が発生した3月11日に慰霊祭を実施	市	→			
24 △ 防災訓練の実施	・防災訓練、津波避難訓練の実施(次の防災関連の日を中心に適宜実施) 5/24チリ地震津波、9/1防災の日、11/5津波防災の日、1/17防災とボランティアの日、3/11東日本大震災	市 関係機関 など	→			
施策エ 市内全域または地域ごとに防災訓練を実施します。						
△ 防災訓練の実施【再掲】	・防災訓練、津波避難訓練の実施(次の防災関連の日を中心に適宜実施) 5/24チリ地震津波、9/1防災の日、11/5津波防災の日、1/17防災とボランティアの日、3/11東日本大震災	市 関係機関 など	→			
方針③ 地域コミュニティ機能の維持・強化を図ります。						
施策ア 自主防災組織の育成・強化を支援します。						
25 △ 地域防災力強化推進事業	自主防災組織の育成・強化(結成促進、リーダー養成、連合会組織の結成など)	市	→			
施策イ ボランティア組織の育成・強化を支援します。						
26 ○ おおふなとボランティア活動連絡会支援事業(活動センター運営事業)	ボランティア組織の育成・強化の支援	社会福祉協議会	→			

4 防災まちづくり

事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
			H23	H24	H25	H26~
<p>施策ウ 市民の自主的な地域づくり活動や拠点となる施設の整備などに対して支援します。</p>						
27 ○ (仮称)市民活動支援センター設置事業	市民活動の活性化、公益団体などの連携及び行政との協働を図るため、さまざまな情報の提供、活動団体の相互交流の機会及び活動場所が提供できる施設の整備	市	■	■	■	■
28 ○ 越喜来地区拠点センター建設事業	被災した市役所三陸支所を移転し、地区住民の避難所を兼ねた拠点センターとして整備	市		■	■	■
◎ 地域公民館整備支援事業【再掲】	市内地域公民館132館のうち、被災した地域公民館34施設の修繕、改築あるいは移転新築などの整備を支援	地域公民館	■	■	■	■
29 ◎ 綾里地区コミュニティ施設災害復旧事業	綾里地区コミュニティ施設の補修	市	■			
<p>方針④ ライフラインや交通・物流などの機能を強化します。</p>						
<p>施策ア 関係機関の協力のもと、重要施設などへの重点・優先投資を行いながら、これら機能の早期復旧体制を整えとともに、再生可能エネルギーの活用など、非常時の応急的な生活を支える方策について検討します。</p>						
30 △ 災害用物資備蓄事業	地域分散による備蓄品の配置、災害用物資の備蓄 ・備蓄品の配置:地区本部、自主防災組織など ・災害用物資の備蓄:毛布、簡易トイレ、水、非常用食料、発電機、照明器具など	市	■	■	■	■
31 △ 災害時に関する協定の締結	各種団体との災害時における物資調達などに関する協定の締結 ・生活物資、燃料、資機材、要員	市 企業など	■	■	■	■
32 ○ NTT東日本復旧復興事業	今後拡大する生活圏の需要に対応した安定的通信サービスを提供 ・電力設備:重要通信ビルへの発電機などの設置 ・中継伝送路:内陸迂回ルートの確保 ・通信ビル:全壊、流失したビルの高台移設	NTT東日本	■	■	■	■
33 ○ (仮称)再生可能エネルギー導入促進事業	再生可能エネルギーの活用による地産地消型エネルギー産業を復興の基礎とした、先駆的な医療・福祉や生活支援サービスの展開による超高齢化社会に適した地域づくりの推進など、国が構想する「環境未来都市」の構築に向けて、気仙管内の市町や関連企業などと連携した調査・研究、事業化への取り組み	市	■	■	■	■
<p>施策イ 災害に備えた物資の備蓄や調達方法を強化します。</p>						
△ 災害用物資備蓄事業【再掲】	地域分散による備蓄品の配置、災害用物資の備蓄 ・備蓄品の配置:地区本部、自主防災組織など ・災害用物資の備蓄:毛布、簡易トイレ、水、非常用食料、発電機、照明器具など	市	■	■	■	■
△ 災害時に関する協定の締結【再掲】	各種団体との災害時における物資調達などに関する協定の締結 ・生活物資、燃料、資機材、要員	市 企業など	■	■	■	■
<p>方針⑤ 広域的な観点を重視した災害時の応援・サポート体制を整えます。</p>						
<p>施策ア 医療・福祉をはじめさまざまな分野において、市内外の多くの機関との連携による相互支援体制を確立します。</p>						
34 ◎ 緊急時医療体制充実強化事業	関係機関と連携した災害時の救急医療体制の確立 ・対象:県や気仙医師会など関係機関 ・内容:平成24年度からの県によるドクターヘリ事業開始に伴う必要な体制などの整備 ・場所:県立大船渡病院など	市など	■	■	■	■
35 △ 災害時相互応援協定締結促進事業	静岡県浜松市、東京都板橋区、兵庫県宝塚市、鹿児島県大隅半島4市5町、山形県最上町などとの災害時相互応援協定締結を促進	市 関係市町村		■	■	■

4 防災まちづくり

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				H23	H24	H25	H26~
36 △	災害時の支援ネットワーク体制確立事業	銀河連邦構成市町及び友好都市間による、災害が発生した際の人的な支援ネットワーク体制の確立	市 関係市町村				
37 △	復興支援から相互交流への展開事業	復旧・復興支援自治体との相互交流の促進	市 関係市町村				
施策イ 気仙2市1町の一層の連携推進をはじめ、三陸沿岸地域や岩手県内陸部の市町村など、自治体間の相互支援体制を強化します。							
38 △	広域防災拠点整備事業	・予防対策、応急対策における広域的な防災拠点の整備 ・後方支援拠点との連携強化(住田町、遠野市など)	国・県・市				
39 ○	公共施設広域利用促進事業	気仙2市1町の利用可能な公共施設の相互利用について、広報紙やホームページなどにより広く市民に周知	市				
△	災害時相互応援協定締結促進事業【再掲】	静岡県浜松市、東京都板橋区、兵庫県宝塚市、鹿児島県大隅半島4市5町、山形県最上町などとの災害時相互応援協定締結を促進	市 関係市町村				
△	災害時の支援ネットワーク体制確立事業【再掲】	銀河連邦構成市町及び友好都市間による、災害が発生した際の人的な支援ネットワーク体制の確立	市 関係市町村				
△	復興支援から相互交流への展開事業【再掲】	復旧・復興支援自治体との相互交流の促進	市 関係市町村				
○	(仮称)再生可能エネルギー導入促進事業【再掲】	再生可能エネルギーの活用による地産地消型エネルギー産業を復興の基礎とした、先駆的な医療・福祉や生活支援サービスの展開による超高齢化社会に適した地域づくりの推進など、国が構想する「環境未来都市」の構築に向けて、気仙管内の市町や関連企業などと連携した調査・研究、事業化への取り組み	市				
施策ウ 災害時にすばやく対応できるボランティアネットワークを強化します。							
○	(仮称)市民活動支援センター設置事業【再掲】	市民活動の活性化、公益団体などの連携及び行政との協働を図るため、さまざまな情報の提供、活動団体の相互交流の機会及び活動場所が提供できる施設の整備	市				
○	おおふなとボランティア活動連絡会支援事業(活動センター運営事業)【再掲】	ボランティア組織の育成・強化の支援	社会福祉協議会				

5 その他支援制度

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				H23	H24	H25	H26~
1 ◎	被災者生活再建支援	被災者生活再建支援法に基づき、災害で住家を失った世帯に対し、その被害の程度や再建方法に応じて支援金を支給	被災者生活再建支援基金(受付は市)				
2 ◎	災害援護資金	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により住居・家財の損害を受けた場合に生活の再建に必要な資金を貸付	市				
3 ◎	災害弔慰金	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害による死亡者の遺族に対して弔慰金を支給	市				
4 ◎	災害障害見舞金	災害による負傷、疾病で精神または身体に著しい障害が生じた場合に見舞金を支給	市				
5 ◎	災害義援金	全国から寄せられた義援金を被災者の生活支援金として給付	市				
6 ○	生活福祉資金貸付	災害により臨時に必要となる費用の貸付、緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の貸付など	社会福祉協議会				
7 ○	母子寡婦福祉貸付	災害により被災した母子家庭及び寡婦に対して生活資金を貸付	県・市				
8 ◎	日本政策金融公庫融資(再チャレンジ支援融資)	震災で一旦廃業した中小企業者などが新たに事業を開始する場合、日本政策金融公庫が低利・長期の貸付条件を適用 ・基準利率より最大1.4%引き下げ ・融資期間 設備資金 20年以内 運転資金 15年以内	日本政策金融公庫				
9 ◎	被災事業者業務再開事業	雇用再開(継続)を行う被災事業者の事業再開経費を支援	三陸基金				
10 ○	被災地元気回復事業	被災地の復興や元気回復のための事業経費を支援	三陸基金				
11 ○	岩手県中小企業災害復旧資金	事務所または事業所が被災した中小企業者で、市が発行する被災証明書が交付された方に設備・運転資金を貸付 ・融資枠 50億円 ・貸付限度額 1千万円以内 ・貸付期間 10年以内(据置期間3年以内) ・固定金利 3年以内 年1.7%以内 3年超10年以内 年1.9%以内	県				
12 ○	中小企業経営安定資金(災害対策枠)	震災後、売り上げが前年同月に比較して3%以上減少し、その後も3%以上減少することが見込まれる中小企業者に運転資金を貸付 ・貸付限度額 8千万円 ・貸付期間 15年以内(据置期間3年以内) ・固定金利 3年以内 年2.1%以内 3年超10年以内 年2.3%以内 10年超15年以内 年2.5%以内	県				

5 その他支援制度

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				H23	H24	H25	H26~
13 ◎	中小企業東日本大震災復興資金	事業所などがり災した中小企業者のうち、り災証明書が交付された方で、3ヵ月以内の売上高または販売数量が前年同期に比べ10%以上減少し、かつ、市の認定証明書を受けた方に対して、経営の安定に必要な設備・運転資金を貸付 ・融資枠 500億円 ・貸付限度額 8千万円 ・貸付期間 15年以内(据置期間3年以内) ・固定金利 10年以内 年1.5%以内 10年超15年以内 年1.7%以内	県	→			
14 ○	中小企業高度化資金貸付金(被災中小企業施設・設備整備支援事業)	復興事業計画の認定を受けた被災中小企業などの施設・設備整備に対し、中小企業基盤整備機構と県が協調して、(財)いわて産業振興センターを通じた資金貸付を実施	中小企業基盤整備機構・県・(財)いわて産業振興センター	→	→	→	→

6 主要な事業

1 市民生活の復興

方針① 被災者の早期の住宅再建を支援するほか、地域コミュニティの維持・形成に配慮した、安全な生活環境を確保します。

施策ア 被災者の事情に十分配慮しながら、個人住宅再建のための支援を行います。

No. 1 災害公営住宅整備事業

■ 事業目的

災害により住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、低廉な家賃で入居できる公営住宅を整備。

■ 事業主体

県、市

■ 事業概要

- | | | |
|------------|---------------|-----------|
| (1) 計画戸数 | 市：270戸、県：630戸 | 計900戸（予定） |
| (2) 市の建設計画 | 平成23年度 | 12戸 |
| | 平成24年度 | 120戸 |
| | 平成25年度 | 138戸 |
| (3) 種類 | 集合住宅 | |

※ 被害の大きかった地区を対象として、優先的に建設する予定であり、需要調査を実施しながら建設場所や建設戸数を決定。

■ 事業期間

平成23年度～平成28年度

災害公営住宅イメージ図



1 市民生活の復興

方針① 被災者の早期の住宅再建を支援するほか、地域コミュニティの維持・形成に配慮した、安全な生活環境を確保します。

施策ウ 住宅の高台移転や宅地のかさ上げなどにより、津波などの災害にあわない安全な居住環境を整えます。

No. 2 防災集団移転促進事業

■ 事業目的

住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害により居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進。

■ 事業主体

市

■ 事業概要

- (1) 災害により居住に適当でないと認められる移転促進区域を設定
- (2) 住宅団地を整備
10戸以上（移転しようとする住居の数が20戸を超える場合には、その半数以上の戸数）の規模であることが必要
※ 新潟県中越地震被災地については、5戸以上などに緩和する特例あり。
- (3) 移転者に対する助成などについて国土交通大臣と協議
- (4) 集団移転促進事業計画を策定

■ 事業期間

平成 24 年度～平成 28 年度

■ 国庫補助対象（補助率：3/4（現行））

- (1) 住宅団地の用地取得造成
- (2) 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（借入金の利子相当額）
- (3) 住宅団地の公共施設の整備
- (4) 移転促進区域内の農地などの買い取り
- (5) 住宅団地内の共同作業所など
- (6) 移転者の住居の移転に対する補助

2 産業・経済の復興

方針① 経済活動の早期再建を支援し、雇用の確保を図ります。

施策ア 仮設の工場や事務所の整備などにより、被災企業などの早期の事業再開を支援します。

No. 3 仮設店舗等貸与事業

■ 事業目的

仮設店舗、仮設工場などを整備し、被災した中小企業などへ貸与することで速やかな事業再開を支援。

■ 事業主体

中小企業基盤整備機構、市

■ 事業概要

要請に基づき中小企業基盤整備機構が仮施設設（店舗・事務所・工場など）を整備し、市を通じて被災した中小企業者に貸与。

■ 事業期間

平成 23 年度～平成 24 年度（施設貸与は原則 2 年間）

■ 事業実施予定地

No.	所在地	面積(m ²)	場所説明	建物形態	区画数	エントリー
1	三陸町綾里 字黒土田 103-1	980	総合運動公園(野球場) 駐車場	店舗	5	6月13日
2	末崎町 字小細浦 44-7	1,000	市営住宅中野団地跡地	店舗	12	6月13日
3	大船渡町 字茶屋前 57-5 ほか	3,850	大船渡駅裏	店舗	36	6月13日
4	大船渡町 字地ノ森 35-16	1,250	大船渡病院公舎隣	店舗	10	6月22日
5	大船渡町 字野々田 21-2 ほか	2,850	加茂神社道路向かい	店舗(飲食店)	24	6月22日
6	大船渡町 字永沢 21-1 ほか	1,750	魚市場前	店舗兼作業場	4	6月22日
7	大船渡町 字野々田 19-1 ほか	1,320	野々田踏み切り付近	店舗(飲食店)	20	7月8日
8	末崎町 字神坂 59-1	200	山岸冷蔵工場より山側	店舗・事務所	3	7月29日
9	大船渡町 字地ノ森 45-17 ほか	1,300	旧マイヤ中央店隣、マルワ商 店跡地ほか	店舗・倉庫	8	7月29日
10	大船渡町 字野々田 23-6	415	旧ラーメン専科の道路向かい	店舗	3	7月29日
11	大船渡町 字永沢 21-1 ほか	500	魚市場前(南端のブロック)	店舗・事務所	4	7月29日
12	大船渡町 字永沢 17-4	477	魚市場前(北側ブロック)	工場、店舗	3	7月29日
13	三陸町綾里 字黒土田 17-3	2,250	山崎富治氏所有地	作業場	5	7月29日
14	三陸町綾里 字中曽根 89-4	232	綾姫ホール付近	作業場	3	7月29日
15	三陸町越喜来 字所通 21-14 ほか	2,250	所通地区/平田橋付近	店舗・事務所	10	7月29日
16	盛町字内ノ目 14-8	167	広進クリーニング工場隣	店舗・倉庫	5	8月5日
17	大船渡町 字茶屋前 59-1	1,150	チトセ商会跡地	店舗	3	8月5日

2 産業・経済の復興

方針③ 水産業の早期再建を図ります。

施策才 水産関連施設の防災機能の向上を図るほか、集約化などにより効果的に整備します。

No. 4 漁港関係施設等復旧事業（漁港施設）

■ 事業目的

漁業の早期再開を目的に、地震や津波により被災した防波堤など漁港施設や、防潮堤など海岸保全施設などについて、災害復旧工事を実施。

■ 事業主体

県、市

■ 事業概要

- (1) 防波堤、岸壁、臨港道路など漁港施設の災害復旧工事の実施
- (2) 防潮堤、門扉、水門など海岸保全施設の災害復旧工事の実施

■ 事業期間

平成 23 年度～平成 28 年度

■ 事業実施予定地

No.	漁港名	管理者	地 区
1	千歳	市	吉浜
2	扇洞	市	〃
3	吉浜	市	〃
4	増館	市	〃
5	小壁	市	越喜来
6	泊	市	〃
7	鬼沢	市	〃
8	小石浜	市	綾里
9	砂子浜	市	〃
10	野野前	市	〃
11	小路	市	〃
12	長崎	市	赤崎
13	合足	市	〃
14	蛸ノ浦	市	〃
15	基石	市	末崎
16	泊里	市	〃
1	大船渡	県	大船渡・末崎
2	門の浜	県	末崎
3	綾里	県	綾里
4	越喜来	県	越喜来
5	崎浜	県	〃
6	根白	県	吉浜

3 都市基盤の復興

方針① 被災した都市基盤施設を早期に復旧するとともに、防災機能向上のために必要な整備を行います。

施策ア 道路・河川、港湾施設などを復旧します。

No. 5 道路復旧事業

■ 事業目的

地震、津波により被災した道路・橋梁の復旧。

■ 事業主体

県、市

■ 事業路線

◆ 県道

- ・主要地方道大船渡綾里三陸線、主要地方道大船渡広田陸前高田線、県道崎浜港線、県道丸森権現堂線、県道碁石海岸線

◆ 市道

- ・日頃市地区
舟野線、大森線、沼川大森線、下甲子3号線、郷道2号線、長安寺板用線ほか2路線
- ・立根地区
野尻萱中2号線
- ・猪川地区
大船渡高校北線
- ・盛地区
沢川3号線、佐野橋取付線
- ・大船渡地区
野々田川口橋線、地ノ森2号線、宮ノ前下平線、宮ノ前砂子前線ほか24路線
- ・末崎地区
高清水鶴巻線、山岸海岸線、平林大田線、作沢大田線、小細浦線ほか15路線
- ・赤崎地区
亀井田1号線、後ノ入線、跡浜6号線、生形7号線、跡浜山口線ほか3路線
- ・蛸ノ浦地区
清水山手線、蛸ノ浦合足線、合足海岸線
- ・綾里地区
小路漁港線、田浜線、綾里線、石浜海岸線、小石浜砂子浜線、白浜海岸線ほか17路線
- ・越喜来地区
三陸駅小泊線、河内線、浪板漁港線、大塩線、浦浜川東側添線、小壁線ほか19路線
- ・吉浜地区
吉浜海岸線、吉浜漁港線、水口線、扇洞線、増館線、大窪線、千歳線ほか4路線

■ 事業期間

平成23年度～平成25年度

3 都市基盤の復興

方針① 被災した都市基盤施設を早期に復旧するとともに、防災機能向上のために必要な整備を行います。

施策ア 道路・河川、港湾施設などを復旧します。

No. 6 道路新設・改良事業

■ 事業目的

高台や防災拠点へのアクセス道路、災害時の避難路、緊急車両が進入できない狭隘道路、地盤沈下により冠水する道路、浸水区域内のまちづくりと一体となった道路などの整備。

■ 事業主体

県、市

■ 事業概要

(1) 高台、防災拠点へのアクセス道路及び県道の整備

- ・三陸復興道路整備事業による水産業の復興を支援する県道整備（岩手県復興計画）
主要地方道大船渡広田陸前高田線、主要地方道大船渡綾里三陸線、県道碓氷海岸線、
県道崎浜港線
- ・市道の整備
田茂山明神前線、市役所庁舎前線、盛小学校線、富岡線

(2) 災害時の避難路、緊急車両が進入できない狭隘道路の整備

- ・市道の整備
野々田川口橋線（新田地内）、大船渡北小学校線、永沢線、砂子前線、細浦地区避難路、
平林大田線、小細浦中野線、三十刈線、山田線、山口6号線、沢田宮野線、山口線、大
洞線、蛸ノ浦小学校線、鳥沢線、石浜海岸線、白浜地区避難路、道合大久保線、小石浜
海岸線、矢作地区～小南地区避難路（越喜来）、浦浜地区避難路、吉浜中学校線、根白
滝の沢線、関谷轆轤石線、中井下欠線、猪川保育園線など

(3) 地盤沈下により冠水する道路などの整備

- ・多重防災型まちづくり推進事業による県道整備（岩手県復興計画：「まちづくり連携道
路整備事業」）
- ・市道蛸ノ浦合足線、市道下平線、市道野々田川口橋線など

■ 事業期間

平成23年度～平成32年度

3 都市基盤の復興

方針① 被災した都市基盤施設を早期に復旧するとともに、防災機能向上のために必要な整備を行います。

施策ア 道路・河川、港湾施設などを復旧します。

No. 7 林道整備事業

■ 事業目的

災害発生時における主要道（国道、県道及び市道）不通の事態に対応するため、主要道を補完する迂回路として林道を整備。

■ 事業主体

県、市

■ 事業概要

(1) 内容

東日本大震災の津波や地震の影響により、主要道が通行不能となった地区において、災害発生時において主要道の迂回路となる林道の整備を実施する。

① 林道平根線	三陸町越喜来字小出～三陸町吉浜平根の区間に開設 施工延長 約 5,500m
② 林道甫嶺線	三陸町越喜来字鬼沢、甫嶺地区内に開設 施工延長 約 6,000m

(2) 事業費負担割合

国、県において全額助成を想定

■ 事業期間

平成 23 年度～平成 27 年度

